

職員の給与等に関する報告および勧告

令和8年10月

滋賀県人事委員会



滋 人 委 第 1 3 9 号
令和 8 年 (2026 年) 10 月 16 日

滋賀県議会議長 加 藤 誠 一 様

滋 賀 県 知 事 三日月 大 造 様

滋賀県人事委員会
委員長 尾 賀 康 裕

職 員 の 給 与 等 に つ い て

本委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項および第 26 条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため速やかに所要の措置を執られるよう要請します。

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかについて検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 給与勧告制度の基本的考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるとともに、給与については、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、給与勧告を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、給与勧告に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。この理由としては、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存在しないこと等から、その給与水準は、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

職員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。

2 職員の給与

本委員会が、令和8年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休

職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。)についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員 9,027 人、県費負担市町立学校教職員 7,332 人、合計 16,359 人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等 10 種の給料表が適用されているが、そのうち行政職給料表適用者は 3,557 人で、その平均給与月額 は 388,692 円（給料 341,445 円、扶養手当 8,623 円、地域手当 21,215 円、その他の手当 17,409 円）であり、平均年齢は 40.8 歳（男性 41.9 歳、女性 39.0 歳）、性別構成は男性 63.4%、女性 36.6%、学歴別構成は大学卒 76.3%、短大卒 9.3%、高校卒 14.4%となっている。

また、全職員の平均給与月額は 424,353 円（給料 376,414 円、扶養手当 9,958 円、地域手当 22,786 円、その他の手当 15,195 円）であり、その平均年齢は 40.0 歳（男性 40.2 歳、女性 39.6 歳）、性別構成は男性 58.0%、女性 42.0%、学歴別構成は大学卒 86.1%、短大卒 4.8%、高校卒 9.1%、中学卒 0.1%である。

（参考資料第 1 表から第 4 表まで参照）

3 民間の給与

本委員会は、人事院および全国の人事委員会と共同して、県内民間事業所のうち、企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 605 事業所から、層化無作為抽出法により抽出した 121 の事業所を対象に、「令和 8 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職給料表と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 4,985 人および研究員、医師等 54 職種の 867 人について、本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額および当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の支給実績についても調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、92.5%と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

その主な調査結果は、次の(1)～(4)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年 4 月の事務・技術関係職種等に該当する従業員 4,985 人の給与について調査したところ、参考資料第 16 表のとおりとなっている。

（参考資料第 16 表参照）

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新卒者の本年 4 月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初任給（規模計）
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	245,481
	短 大 卒	230,327
	高 校 卒	211,590

注 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

（参考資料第 17 表参照）

(3) 給与改定の状況

民間事業所における給与改定の状況について調査したところ、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 86.7%（昨年 77.4%）、ベースダウンを実施した事業所は昨年と同様なかった。

項 目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣 行 な し
役職段階	企業規模				
係 員	規模計	86.7	3.7	0.0	9.5
	500 人以上	93.7	0.0	0.0	6.3
	100 人以上 500 人未満	78.5	8.1	0.0	13.4
	規模計	82.6	6.1	0.0	11.4
課長級	500 人以上	89.6	2.1	0.0	8.3
	100 人以上 500 人未満	74.7	10.5	0.0	14.9

注 1 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

（参考資料第 22 表その 1 参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 92.1%（昨年 89.8%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 29.3%（同 34.6%）、減額となっている事業所の割合は 5.8%（同 6.4%）となっている。

役職 段階		項 目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
				定期昇給 実施	定期昇給額・率は昨年に比べて			
					増額	減額		
係 員		%	%	%	%	%	%	%
	規模計	92.1	92.1	29.3	5.8	57.0	0.0	7.9
	500 人以上	95.2	95.2	30.9	4.6	59.7	0.0	4.8
	100 人以上 500 人未満	87.8	87.8	27.0	7.6	53.1	0.0	12.2
課長級								
	規模計	84.3	83.1	25.3	4.7	53.1	1.2	15.7
	500 人以上	88.9	88.9	29.0	4.8	55.1	0.0	11.1
	100 人以上 500 人未満	78.1	75.2	20.1	4.6	50.5	2.9	21.9

注 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（参考資料第 22 表その 2 参照）

（4）特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額 of 4.68 月分となっている。

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	403,289	324,341
	上半期 (A2)	414,268	335,629
特別給の支給額	下半期 (B1)	946,931	571,048
	上半期 (B2)	965,615	620,460
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.35	1.76
	上半期 (B2/A2)	2.33	1.85
	年間計	4.68	3.61
年間の平均		4.68 月分	

注 1 下半期とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

（参考資料第 20 表参照）

4 職員の給与と民間従業員の給与の比較

(1) 月例給

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員（新規採用者等を除く。平均年齢 41.2 歳）と、その職務の種類、責任の度合い、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員（新規採用者等を除く。）について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年 4 月において、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均にして 13,954 円（3.52%）下回っていた。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職 員 の 給 与 (B)	公 民 較 差 (A - B) (円) $\left[\frac{A-B}{B} \times 100 \right] (\%)$
410,058円	396,104円	13,954円 (3.52%)

注 1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、年間で所定内給与月額 4.68 月分に相当しており、職員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65 月）が民間事業所の特別給の支給割合を 0.03 月分下回っていた。

5 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年 4 月 1 日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給（給料）の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は 99.8、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するための地域手当補正後のラスパイレス指数では 98.3 であり、国家公務員の水準を下回っている。

なお、地域手当補正前の同年のラスパイレス指数は、近畿 6 府県は 99.2～100.4、47 都道府県の平均は 99.7 であった。

6 物価および生計費

本年 4 月の消費者物価指数（総務省）は、昨年 4 月に比べ全国で 1.4%、大津市で 1.2%上昇している。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ183,990円、214,880円および245,760円となっている。

(参考資料第25表参照)

7 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月7日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、公務員人事管理について報告するとともに、一般職の職員の給与等について報告および勧告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

8 給与の改定

(1) 本年の民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

また、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に準じて、これら以外の給料表については国家公務員の俸給表に準じて、それぞれ改定することが適当である。

なお、本年の改定に当たっては、給料表を改定しても民間給与との較差がなお残ることから、給料月額等に一定の調整を行うことが適当である。

医師および歯科医師に対する第1種初任給調整手当については、これまでの取扱いを踏まえ、人事院勧告に準じて改定することが適当である。

イ 特別給（期末手当および勤勉手当）

期末手当および勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適

当である。また、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）ならびに特定任期付職員の期末手当および勤勉手当ならびに任期付研究員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることが適当である。

(2) その他

ア 転居に関する手当の新設

人事院は、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設を勧告した。

これまでから給与制度は基本的に国に準じて措置してきたところであり、人事院勧告の趣旨、本県の実情および法改正の状況を踏まえた上で、国に準じた制度を設けることが適当である。

イ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じた引上げを行うことが適当である。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当の見直しについては、人事院勧告に準じた見直しを行うことが適当である。

エ 会計年度任用職員の手当

人事院は、本年 10 月から、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当および住居手当に相当する給与の支給に努めることとした。

総務省の通知においては、地方公務員についても、任期が相当長期にわたる会計年度任用職員に対して、扶養手当および住居手当を支給する必要があるとされていることから、本県においても当該通知を踏まえて、対応することが適当である。

オ 新たな給与体系

人事院は、本年の報告において、本府省の事務次官級から課長級までの職員について、他の職員に先行して、職務内容の困難さ・責任の重さをより一層重視した給与体系の実現を目指すための措置の骨格を示すとともに、令和 9 年夏に具体的な内容を報告すべく、検討を加速していくこととしており、国の動向を注視していく必

要がある。

カ 60 歳前後の給与水準（給与カーブ）

人事院は、本年の報告において、60 歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要であるとし、関係部局とも連携して 60 歳前後の給与水準等の検討を加速していくこととしており、国の動向を注視していく必要がある。

キ 再任用職員の処遇

地方公務員の再任用制度は、共済年金の定額支給部分の支給開始年齢の段階的な引上げ等に対応するため、平成 13 年度から導入された制度であり、本県においても、平成 13 年度末以降の定年退職者等を対象として、平成 14 年 4 月 1 日から運用を開始した。

再任用職員の給与水準は、民間における高齢層従業員の給与水準等を参考として、国において設定されたものであり、本県においては、再任用職員の給与制度について、地方公務員法第 24 条に定める均衡の原則を踏まえ、従前から国の制度に準拠して勧告を行ってきたところである。

しかしながら、再任用職員は、長年培った知識・経験を活かしながら業務に従事し、技術の伝承や後輩の指導などの役割も担うなど、本県のそれぞれの職場において重要な役割を果たしているにもかかわらず、その期末手当および勤勉手当は一般職員（任期の定めのない 60 歳以下の常勤職員をいう。）の約半分の支給月数にとどまっており、再任用職員のモチベーションや継続して働く意欲の維持の面などで、人事管理上の課題が見られる。

再任用職員の期末手当および勤勉手当について、今回の勧告においては従前の考え方に基づき支給月数を示していることから、その考え方に基づき支給する場合においては当該勧告を踏まえて措置すべきものとする。

ただし、任命権者においては、定年引上げにより 60 歳を超えて常勤で勤務する職員や会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当が一般職員と同じ支給月数であることも踏まえ、再任用職員に係る支給月数が一般職員の半分程度にとどまっていることについて、再任用職員の果たす役割と処遇の均衡を考慮し、一般職員の支給月数を超えない範囲内で支給月数の改善等を別途検討する必要がある。

Ⅱ 人事管理に関する事項

1 人材の確保・定着

近年、就職環境の変化と就職観の多様化、さらには民間企業の高い採用意欲を背景に、公務員志望者の減少傾向が続いている。本県においても、令和6年度に実施した大学卒業程度試験において競争倍率が過去最低の2.8倍に落ち込む事態となった。

こうした状況に対応するため、試験制度の見直しに着手し、令和7年度には、総合土木職で春に実施していた大学卒業程度試験の先行実施枠に行政職を加え、専門試験を廃止し、教養試験に代えてテストセンター方式での能力検査（SPI）を実施することで、受験者数の増加に大きな成果を上げた。

さらに、令和8年度は、春夏秋冬の年間を通じた試験を実施することとし、春試験については、先行実施枠をさらに拡大して他の事務系・技術系職種についても試験時期の前倒しを行った。また、行政職以外では、春試験以外の試験も含め、これまで実施していた集団討論や論文試験を廃止するとともに、教養試験と専門試験をそれぞれテストセンター方式によるSPIと専門性面接で実施することで、受験者の負担軽減を図った。

そのほか、秋試験において、一部の技術系職種で大学3年生等にも受験資格を付与し、あるいは採用予定人員の充足状況に応じて実施していた特別募集を冬試験として定例化して社会人向けの試験の回数を年2回とするといった受験機会の拡大を図った。

これらの結果、今年度に既に実施した試験についてみると、今年度に実施時期の早期化および教養試験のSPIへの変更を行った春試験においては全ての職種で受験者数が増加し、今年度にSPIをテストセンター方式に変更した春試験および夏試験の総合土木職においては、昨年度よりも受験申込者数は減少したものの1次試験の辞退率が従来よりも下がったことで、結果として受験者数は増加した。

また、昨年度からSPIをテストセンター方式に変更した春試験の行政職では、昨年度よりも受験者数が減少したものの引き続き多くの受験者数を確保できた。

しかしながら、技術系職種においては、受験者数が増加したとはいえ多くの職種で競争性が確保できず、また、行政職においても、見直しにより受験者数が増加した一方で、従来型の教養試験・専門試験を実施する夏試験専門試験型では受験者数が減少しており筆記試験における競争率が低いといった課題がある。

人材の確保については、近年、採用辞退者数が多い傾向にあること、今後も民間企業による高い採用意欲に加え、国や他の地方公共団体における新しい試験制度の導入や見直しの動きが続くと予想されること、また、今後さらなる少子化の影響も避け難いことなどから、技術系職種はもとより行政職についても、本県での受験者数の確保

をとりまく環境は極めて厳しい状況が続くと見込まれる。

このようなことから、多様で有為な人材を確保するためには、引き続き国や他の地方公共団体における採用試験の見直し状況や受験者の動向等を踏まえながら、より適切に能力を評価できる試験とするなど、更なる見直しを検討していく必要がある。併せて、修得に時間を要する高度の専門性や民間ならではの経験等を必要とする業務が生じていることから、このような人材を採用する効果的な方法についても検討する必要がある。また、受験者数の確保に向けて、採用方法の変更内容その他の採用試験情報の積極的な周知に努めるとともに、民間企業志望者や社会人経験者をはじめとする幅広い層に届くよう、ターゲットに応じた効果的な広報を行っていく必要がある。

また、受験者数を増やし、採用辞退者数を減らすためには、滋賀県庁が学生等から「選ばれる」組織となることが重要である。

県職員には、県全域をフィールドに多様な角度から豊かな未来をつくることができること、様々な業務経験を積んで自らの適性を見極めたのちに専門分野で長く従事できること、自らの可能性を広げながら成長できることをはじめとした、職員としてのやりがいや県ならではの強みといった魅力がある。

受験者数の確保と採用辞退者数の抑制に向けてこれらを受験者等に知ってもらうため、各種就職セミナーやSNS、個別相談、民間就職支援サービスなどの多様な手段を積極的に活用し、受験者等が求める情報を適時・適切に発信していくことが重要である。

任命権者においては、県庁をより働きやすく魅力ある職場にしていくとともに、採用辞退理由を踏まえ、合格者のニーズに応じたきめ細かく手厚いフォローアップや、自らのキャリアデザインをイメージできる情報発信などを、さらに充実させる必要がある。

また、インターンシップや職場・現場見学は、実際に職場の雰囲気や業務内容を知ってもらい、志望度向上やミスマッチ防止を図るうえで非常に有効な機会である。これまでも、インターンシップの受け入れ所属や受け入れ人数を年々拡大し、全庁を挙げて取り組んでいるところであるが、希望する学生が一人でも多く参加できるよう実施方法等をさらに工夫していくことが重要である。

質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供していくためには、人材の確保と併せて若手職員の離職の防止も重要である。

本県では令和3年度頃に20代・30代の若手職員の離職が著しく増加し、その状況

が続いている。国や民間の就職情報会社による調査では、一般的な若手社員・職員の主な離職理由として、労働環境や処遇面のほか、仕事内容に対する不満、仕事のやりがいや成長実感のなさ、将来のキャリアが描けないことなどが増えており、これらの要素に対する関心が高まっていることが窺われる。

任命権者においては、若手職員がやりがいを感じ、また、業務経験を通じて自らの強みや能力を発揮し、成長を実感しながら将来のキャリアに展望を持てるよう、職場の環境整備や学びの機会の提供に取り組む必要がある。とりわけ、上司が日常的な対話や面談等を通じて一人ひとりの希望や適性に応じた業務分担の工夫やキャリアデザインの支援を行えるような若手職員の育成体制やサポート環境を組織として整備することが重要である。併せて、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりや、風通しの良い職場風土の醸成など、若手職員の定着とワーク・エンゲージメント向上に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。

また、新たに採用された職員に対しては、公務職場に円滑に対応し、それまでの経験を県政に十分生かすことができるよう、引き続き、きめ細かなOJT、メンタル面にも配慮したメンター制度・サポーター制度などの支援が必要である。その際には、社会人採用の職員に対し、異なる組織文化への不安や孤立感を解消するための取組を行うことも必要である。

2 全ての職員の活躍推進（県庁力の最大化）

近年、若手職員や女性職員、定年引き上げに伴うシニア職員の増加により、職員構成が変化している。

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、年齢や性別、性的指向および性自認、障害の有無、育児や介護といった様々な事情を問わず、職員一人ひとりがそれぞれの能力を十分に発揮し、互いに支え合いながら、県庁力を最大化することが重要である。

任命権者においては、誰もが心理的安全性を確保され、安心して挑戦できる職場づくりや、活発にコミュニケーションできる風通しの良い組織風土の醸成、若手職員から管理職員まで各役職段階に応じた切れ目のない人材育成に取り組む必要がある。また、「滋賀県職員の志（パーパス）」の理解と共感や、職員が主体的に学べるリスキリング等の環境の整備を通じて、やりがいや成長を実感し意欲を高めることができるよう取り組むことも求められる。

特に、リスキリングについては、変化の激しい社会情勢やデジタル技術の進展に対応する上でも重要であることから、職員自らがその必要性を認識し主体的に能力開発

に取り組む意識を醸成するとともに、研修機会の充実を図る必要がある。

また、全ての職員が自らの適性や能力をより一層発揮し、更なる成長に向けて意欲を高められるよう、キャリアの実現をサポートすることや、人事評価制度における目標設定面談やフィードバック面談にとどまらず、日頃から管理職員と部下職員が十分にコミュニケーションを図り、自発的なリスクリングも含めた職員の努力や成果を適切に評価することが重要である。

併せて、人事評価制度については、引き続き、評価の客観性・公平性を確保するため、評価者研修等を工夫して実施することが必要である。

係長や管理職員については、人材育成の推進に当たり、部下職員一人ひとりの能力開発の現状と可能性を把握し、職場におけるOJTや適切なマネジメント等によって、職員の人材育成やチーム力の向上を促すという重要な役割を担っていることから、研修等を通じて人材育成スキルを磨き続けられるような支援に取り組む必要がある。

若手・中堅職員については、任命権者が令和7年度に実施した職員アンケート（以下「職員アンケート」という。）の結果によると、ワーク・エンゲージメントが低い傾向にある。そのため、自らが主体的にキャリアを選択でき、新たなことに挑戦できるよう、民間企業交流研修の実施に加え、ジョブチャレンジ制度などの充実を図り、早い段階から適性や能力を発揮でき、やりがいや達成感を実感できる職場風土を醸成することが重要である。また、係長を補佐する中堅職員については、引き続き研修などを通じて、係長と係員の橋渡しや後輩指導、チームの円滑な運営に資する実務能力といったフォロワーシップを身に付け、その役割を発揮できるようにすることが必要である。

障害者雇用については、法定雇用率を念頭に計画的な採用に努めるとともに、障害を有する職員や業務遂行上配慮を要する職員が個々の能力を発揮し、やりがいをもって継続的に活躍できるよう、任命権者において引き続き、個々の特性に応じた業務の選定・創出や働きやすい職場環境の整備、相談窓口の周知等の取組を進めることが重要である。

女性職員の活躍推進については、令和8年4月時点の女性管理職の比率は15.4%となり、特定事業主行動計画に掲げる目標の15%を達成した一方で、女性係長級の比率は26.8%にとどまり、目標の30%には届いていない状況である。

法律等により労働者の性別による差別の解消が進む一方で、職場で見られるアンコンシャスバイアスや、平日の一日に家事に費やす時間に男女で2倍以上の差があるといった職員アンケートの結果に示される家事等に係る負担が女性に偏る現状などが、女性のキャリア形成のための成長機会を阻害している一因となっている。

さらに、職員アンケートの結果を見ると、47.8%の女性職員が自身の将来像やキャリア形成への意識を持っておらず、キャリア形成を意識するために必要なこととして、「ロールモデルとなる上司・先輩の情報」（39.9%）や「キャリアパスに関する情報」（29.8%）を求める声大きい。

これらを踏まえ、引き続き女性職員のキャリア形成支援・登用の推進や男性職員の主体的な家事・育児参画の促進、全ての職員の仕事と家庭生活の両立支援等に取り組むとともに、キャリア形成意識の醸成に向けた積極的な情報提供を行う必要がある。

また、女性特有の健康課題がキャリア形成や仕事のパフォーマンスに影響を与えること、令和7年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正されたことを踏まえ、健康課題は性別等にかかわらず生じるものであることを念頭に、それぞれの特性に留意したヘルスリテラシーの向上にも取り組む必要がある。

シニア職員については、やりがいを持って働き続けられるよう、引き続き本人の希望や適性等を把握したうえで、経験豊富な職員として、その知識・経験の活用や組織への還元、技術伝承、新任係長や管理職等へのサポートができる人事配置に努めるとともに、新たな行政課題にも対応しながら能力を発揮できるよう、求められる知識や技能の習得に向けた研修機会等を提供する必要がある。

会計年度任用職員については、引き続き職員が意欲を持って働き、組織において期待される役割を果たせるよう、適性や能力に応じた活躍推進に努める必要がある。

また、会計年度任用職員の能力や業績を適正に評価する仕組み等についても、今後、検討する必要がある。

3 働き方改革の推進と心身ともに健康に働ける職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正等

長時間に及ぶ時間外勤務は、職員の健康を害することはもとより、業務効率の低下を招き、仕事と家庭生活の両立支援の妨げとなり、ひいては人材の確保にも悪い影響を与えることから、任命権者においてこれまでから様々な対策を講じてきたところである。

知事部局においては、令和7年度の時間外勤務は一人当たり月平均 17.6 時間と、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の影響もあり前年より 0.6 時間増加したものの、令和4年度以降、時間外勤務は減少傾向となっており、全庁的にみると、これまでに講じてきた人員体制の整備や業務の見直し・効率化など様々な方策の効果が一定表れている。

一方で、労働基準法や人事委員会規則で原則として定める上限 360 時間を大幅に超えて 1 年間に 550 時間を超える時間外勤務をした職員は 149 名（全体の 4.8%）に上るほか、時間外勤務が一人当たり月平均 30 時間を上回る係等が 78 あり、そのうち半数の係等が前年度も月 30 時間を上回っている。特定の職員や所属、係に長時間に及ぶ時間外勤務が発生していることから、偏ることがないように取組を重点的に実施する必要がある。

また、年次有給休暇の取得についても、令和7年の知事部局等の取得実績は一人当たり年間平均 13.9 日と5年連続で増加しているものの、取得状況に大きな偏りが生じている状況である。年次有給休暇は職員の請求により取得できるものであるが、職員や所属、係により取得日数や取得のしやすさに差が生じないように、引き続き取得の促進に向けて取り組んでいく必要がある。

長時間労働の是正に向けては、任命権者において、業務の見直し・効率化に取り組んでいるところであるが、行政需要が多様化し増大する中、全庁的に事業数は増加しており、更なる事業の存廃の精査や業務の抜本的見直しが必要となっている。

業務の見直し・効率化に当たっては、進展著しい生成AIを含めたデジタル技術をより積極的に活用することが求められているが、職員アンケートの結果を見ると、日頃から生成AIを活用していると答えた職員は 25.2%にとどまっている。研修の実施等により全ての職員がデジタル技術を積極的に活用できる知識とスキルを身につけるとともに、業務プロセスの見直しや業務の効率化について、デジタル技術を活用した抜本的な見直しなどの取組を支援すること等により、業務の変革に繋げていくことが必要である。

任命権者においては、業務の進捗や終了に合わせて年度途中も含めた人員配置を実施しているところであるが、一層柔軟な人員配置を進める必要がある。また、職員構成や勤務形態の変化を踏まえ、業務量に応じた必要人員を確保することや、代替性を確保した持続可能な業務執行体制を整備することが重要である。加えて、特定の職員や所属、係における長時間労働を防ぐためには、所属長をはじめ管理職員や係長が、業務負担の偏りや状況の変化、職員の適性に応じた業務分担と人員配置の見直しを含む職場のマネジメントをより一層柔軟かつ適切に行うことが重要であ

る。

マネジメントの重要な担い手である係長について職員アンケートの結果を見ると、係長になる前と比較して業務の負担が増えたと回答した職員は88.4%に上っており、近年の若手職員の増加等、職員構成の変化や働き方の価値観が多様化する中で、係長自らの担当業務に加えて係全体のマネジメントも行うことにより負担が増大していると考えられる。係のマネジメントをより有効に機能させるためにも、係長自らの担当業務を縮減するなどマネジメントに注力できる環境を整えるとともに、若手・中堅職員のフォローアップの発揮、上司・先輩等からのサポートなど所属内外での支え合いにより、係長を支援することが必要である。

(2) 学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、教員の健康管理や質の高い人材の確保に向けた喫緊の課題であるとともに、教員が心身ともに充実した状態で児童生徒と接することにつながり、学校教育の質を向上させ、よりよい教育を行うためにも重要な課題である。

教育委員会においては、これまでから超過勤務の縮減や教員不足の解消に向けた取組を推進してきたところであるが、令和7年度の県立中学校・高校の時間外在校等時間は一人当たり月平均40.9時間と、令和6年度の41.6時間より減少したとはいえ依然として長時間に及んでおり、引き続き教育委員会が中心となって、教育に関わる様々な主体とともに学校を支援していくことが必要である。

このような中、教育委員会においては、令和8年度から令和11年度までを計画期間とする新たな「学校における働き方改革取組計画」を策定したところであり、その目標指標の達成に向け、計画に沿った取組を着実に推進していく必要がある。

本委員会としても、当該計画が実効性のあるものとなるよう、実施状況を毎年度確認するなど、学校における働き方改革の推進を後押ししていく。

教員の職務は、子どもの成長に深く関わるという使命感や誇り、熱意に支えられており、社会の変化に伴い学校が対応すべき課題が複雑化・困難化し、求められる役割が拡大している一方で、業務の見直しが十分とはいえない中、管理職員も含め教員が精一杯役割を果たそうとしていることが、結果的に長時間労働につながっている側面も考えられる。

長時間労働の解消は、教員個人の努力や意識改革だけでは難しく、引き続き校長をはじめとした管理職員が休憩時間の確実な取得や業務の持ち帰りの状況の把握を含め適切に業務や勤務時間の管理を行う必要がある。その際には、時間外在校等時

間縮減の取組が業務の持ち帰りなどに繋がらないよう留意する必要がある。

教育委員会においても、多忙となりがちな学校の管理職員が職場環境の改善に十分な労力を割くことができるようサポートする取組を引き続き推進するなど、それぞれの学校で教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを拡充していく必要がある。

また、採点支援システムをはじめとする校務D Xや生成A I等のデジタル技術の積極的な活用により、学校業務の更なる効率化・省力化を図るとともに、教員だけでなく事務職員や教員業務支援員等が一体となって連携・協働していくことも必要である。

併せて、適切な労働環境の下で学校運営が行われるよう、学校運営協議会等の場も活用して、保護者や地域住民との関係性の在り方等も含めた幅広い観点から学校における働き方改革を議論し、学校や教職員が本来担うべき業務について保護者等の理解や協力を得ていくことも重要な取組である。また、学校への過剰な要求等に対しては、組織として教職員を守るため、実効性のある対策を検討する必要がある。

さらに、全国的にも教員数の確保が困難な状況の中、本県においても慢性的に必要な教員数を確保できない状況が続いており、教員の負担が大きくなっている。教育委員会においては、令和8年度から年度途中での育児休業や病気休暇の代替対応のためにワーク・ライフ・バランス枠教員を配置することで、教員の負担軽減に努めているが、引き続き適切な教員数の確保に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

長時間労働は、教員の心身の健康障害につながりかねないことから、労働安全衛生法や教育委員会が講ずべき措置に関する指針では、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対して医師による面接指導を実施する旨定めている。

令和7年度に県立中学校・高校で1箇月時間外在校等時間が80時間を超えたケースは延べ3,296件にのぼっているが、実際に医師の面接指導を受けた実人数は127人とどまっていることから、長時間労働により心身の健康が損なわれるリスクが高い状況にある教員が確実に医師による面接指導を受けられるよう、教育委員会において必要な措置を講じる必要がある。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、本県では、特定事業主行動計画に基づき、「一人ひとりすべての

職員が いきいきと活躍できる健やかな県庁」を目指して取り組んでいる。

しかしながら、職員アンケートの結果を見ると、仕事と家庭生活の両立支援が実現できていない原因として、長時間労働や突発的な業務の発生のほか、休暇取得者等の業務をフォローする職場の協力体制やテレワークなど柔軟な働き方を実施するための環境が整っていないことなどが挙げられている。

また、近年取得が進んでいる男性職員の育児休業について知事部局の令和7年度の状況を見ると、集計を開始した令和4年度以降、4年連続で取得を希望する職員の育児休業取得率100%が達成された一方で、取得期間については6月以下が74.4%を占め、ほぼ100%の職員が6月超となっている女性職員と比べて短い期間にとどまっている。

全ての職員が活躍する職場環境をつくるためには、性別等にかかわらず、希望する全ての職員が気兼ねなく希望する期間の休暇や休業を取得できる環境の整備が重要である。そのためには、まずは代替職員の確保が基本となるが、早急な確保が難しいことから、令和8年度から導入した職員の休業等に伴う業務応援職員への勤勉手当の成績率加算や、業務執行体制の代替性を確保するためのワーク・ライフ・バランス枠の適切な運用により、互いに支え合う意識を醸成することが必要である。

勤務時間制度については、選択的週休3日制度を含むフレックスタイム制度を令和9年1月から育児・介護等の事情を抱える職員に対象者を限定する形で試行的に導入することとなっている。職員がより柔軟に働くことができる環境を整備するためには、この試行を通じて課題を把握・検証し、職場の実情等も踏まえたうえで、本格的な導入に向けて検討する必要がある。

また、休暇制度については、国において、育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるように、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、休暇の取得事由を問わない「無給休暇」を新設することとされていることから、本県においても職場の実情等を踏まえながら、「無給休暇」の新設を検討する必要がある。

さらに、国においては、休日に特に勤務することを命じた場合に取得できる代休日について休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施することとされている。本県においては、国の代休日の指定とは異なる制度を運用していることから、国と同様の見直しをするかの判断も含めて、本県の実情等に応じて、慎重に対応を検討する必要がある。

なお、近年、働き方改革に関連して各種制度の拡充が進められているところであるが、今後これら諸制度を検証するなど必要に応じて見直すことで、よりよい制度

とすることが求められる。

(4) 職員の健康確保

本県では、職員の健康を第一に考え、身体健康や心健康も合わせた総合的でバランスの取れた健康づくりの実現に取り組んでいるが、知事部局で令和7年度に精神疾患により30日以上勤務を離れて療養した職員は88名で、そのうち新たに療養を開始した職員は46名と、いずれも前年度を上回っている。

メンタルヘルス不調で療養に至る理由としては、依然として、業務への不適應、採用や異動、人間関係が多くなっている。また、令和7年度に新たに療養を開始した職員について各年代それぞれの職員数に占める割合を見ると、新規採用職員を含めた20代および40代が高くなっている。

メンタルヘルス不調は、当事者はもとより組織にとっても重大な課題であり、知事部局においては新規採用職員の全員を対象としたカウンセリング面談等の取組がなされているところであるが、未然防止や早期対応には、職場内での良好なコミュニケーションも重要である。

新規採用や人事異動、業務の担当替えといった環境の変化のあった職員をはじめ、一人ひとりの職員の業務遂行や日頃の様子を互いに見守るなど、安全配慮義務を負う管理職員だけでなく職場全体で対策を意識することが重要である。

また、適切な勤務間インターバルにより睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、心身の健康の維持のために不可欠であるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けても重要であり、公務職場の魅力向上や公務能率の一層の向上につながることも期待される。

知事部局においては、令和8年4月から国に準じて、勤務間インターバルの目安時間を11時間とし、遅出等勤務制度を拡大したところである。勤務間インターバルの確保に係る取組を実効性のあるものとするためには、日頃から効率的な業務遂行に努めるとともに、翌日の業務体制や職員の意向に十分配慮することが必要である。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を侵害し勤労意欲を減退させるものであり、心身の健康に悪影響を及ぼすとともに、職場の秩序を乱し、県政の効率的な運営を妨げる重大な問題である。

職員アンケートの結果を見ると、「ハラスメントを受けていると感じる」と答え

た職員が9.3%おり、本委員会が実施している職員からの苦情相談においてもハラスメント関連の相談の割合は高く、令和7年度は全体の71.1%を占めている。これらのすべてが任命権者が示す各種ハラスメントの防止等に関する指針に該当するものであるとは言えないが、それらに該当しない場合であっても、放置することで職場の雰囲気を悪化させたり、職場として対応が必要となる事案に発展したりすることも懸念されるため、ハラスメントの防止に取り組むことが重要である。

ハラスメントを防止するためには、日頃の挨拶やこまめな声掛け等により職場内で良好なコミュニケーションを形成するとともに、各種ハラスメントの防止等に関する指針の内容を管理職員だけでなく全ての職員が正しく理解し、互いの意見や立場を尊重して行動することが重要である。引き続き、各種研修によりハラスメントの発生を未然に防止し、ハラスメントを起こさない職場環境を確立するとともに、相談窓口の周知や相談しやすい雰囲気を醸成することが必要である。

カスタマー・ハラスメントについては、令和8年10月から、地方公共団体においても、職場におけるカスタマー・ハラスメントを防止するために講ずべき措置等が義務化されたことを踏まえ、任命権者においては新たに対応指針を策定したところであり、今後は当指針に基づき、事案に応じた具体的な対処マニュアルの整備や複数人での対応体制の構築、相談窓口の機能強化など、職員を確実に守る実効性のある体制を整備する必要がある。

4 公務員倫理の徹底

職員は、県民全体の奉仕者として、自らの行為が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを強く認識し、勤務時間の内外を問わず、法令を遵守しなければならないことはもちろんのこと、高い倫理観を持って行動することが求められる。

本委員会としても繰り返し公務員倫理の徹底を求めてきたところであるが、令和8年においても、酒酔い運転やわいせつ行為などによる職員の懲戒処分事案が発生していることは極めて遺憾である。

任命権者においては、「滋賀県職員倫理規程」や「滋賀県職員コンプライアンス指針」等を策定し、職員としての判断や行動のあり方を示すとともに、チェックシートを活用した自己点検などによる規範意識の向上、研修や折々の通知による綱紀粛正が図られてきたところである。

しかしながら、依然として不祥事が後を絶たないことから、任命権者において引き続き再発防止に取り組むことが必要であり、また、全ての職員が自分事として己を省みる真摯な姿勢が求められる。

本委員会としては、職員一人ひとりが相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することを切に望むものである。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するため、月例給および特別給の引上げ等を行う内容の報告および別記第2の勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、職員の適正な処遇が確保されるよう要請する。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

別記第2

勧 告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 給料表については、別表のとおり改定すること。

給料月額は改定後の給料表の額に100分の102,240を乗じて得た額とすること。
(東京都特別区の区域に在勤する職員および医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)

イ 高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級または4級である教育職員の給料月額は、それぞれの給料表の額に次の表の給料表および職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
高等学校等教育職給料表	3級	15,400円
	4級	7,700円
小学校および中学校等教育職給料表	3級	15,600円
	4級	8,100円

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師に対する第1種初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 令和8年12月期の支給割合

a b、cおよびd以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.7375月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.6375月分とし、

勤勉手当の支給割合を 0.6375 月分とすること。

c 特定任期付職員

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

d 任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

(イ) 令和 9 年 6 月期以降の支給割合

a b、c および d 以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.525 月分とすること。

b 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分とすること。再任用職員については、6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とすること。

c 特定任期付職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

d 任期付研究員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.775 月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に 3 を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

ウ 宿日直手当については、勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,800 円、人事委員会規則で定める管理または監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務は 8,200 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 8,700 円、12,300 円）に、常直勤務に係る支給月額を 25,000 円に改定すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については同年12月1日から、1(1)イについては令和9年1月1日から、1(2)イ(イ)および1(2)イ(ウ)については令和9年4月1日から実施すること。

(2) 第2種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第2種初任給調整手当の月額算定は、1の(1)による改定前の給料表に基づいて行うものとする。

(3) その他

1(1)アについて、所要の措置を講じること。

(別表)

ア 行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700		
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500						
	87	275,800	315,600	366,900						
	88	276,100	315,900	367,300						

	89	276,400	316,200	367,500						
	90	276,700	316,500	367,900						
	91	277,000	316,800	368,300						
	92	277,300	317,100	368,700						
	93	277,600	317,300	368,900						
	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

注 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 警察職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500		
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700		
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000		
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300		
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500		
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700		
	86	323,400	342,400	367,600	411,100				
	87	324,100	343,400	369,100	411,700				
	88	324,800	344,400	370,500	412,300				

	89	325,500	345,300	371,800	412,600					
	90	326,100	346,600	373,000	413,100					
	91	326,800	347,800	374,200	413,600					
	92	327,500	349,000	375,500	414,100					
	93	328,000	350,200	376,800	414,500					
	94	328,700	351,500	378,300	414,900					
	95	329,600	352,700	379,800	415,400					
	96	330,400	353,900	381,200	415,900					
	97	331,100	355,100	382,500	416,300					
	98	331,900	356,400	383,700	416,800					
	99	332,700	357,600	384,800	417,300					
	100	333,500	358,800	386,000	417,700					
	101	334,400	360,200	387,100	418,000					
	102	335,400	361,100	388,200	418,400					
	103	336,400	362,100	389,300	418,800					
	104	337,300	363,200	390,400	419,100					
	105	338,100	364,300	391,600	419,400					
	106	338,700	365,400	392,100	419,900					
	107	339,300	366,400	392,700	420,400					
	108	339,900	367,400	393,300	420,900					
	109	340,400	368,600	393,900	421,200					
	110	340,900	369,600	394,400	421,700					
	111	341,300	370,600	394,800	422,200					
	112	341,800	371,500	395,300	422,700					
	113	342,600	372,400	395,700	423,000					
	114	343,200	373,300	396,100	423,500					
	115	343,900	374,200	396,600	424,000					
	116	344,500	375,200	397,100	424,500					
	117	345,100	376,200	397,500	424,900					
	118	345,800	376,600	398,000	425,400					
	119	346,500	377,200	398,600	425,800					
	120	347,200	377,800	399,100	426,300					
	121	347,800	378,100	399,300	426,700					
	122	348,100	378,500	399,800						
	123	348,600	378,900	400,300						
	124	349,100	379,300	400,700						
	125	349,400	379,700	401,200						
	126		380,100	401,700						
	127		380,500	402,200						
	128		380,900	402,700						
	129		381,300	403,000						
	130		381,700	403,500						
	131		382,100	404,000						
	132		382,500	404,500						

	133		382,700	404,800						
	134		383,200	405,300						
	135		383,500	405,700						
	136		383,800	406,100						
	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 研究職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	278,100	335,200	403,200	463,000
	46	279,400	335,700	404,200	463,800
	47	280,700	336,200	405,000	464,700
	48	281,900	336,600	405,700	465,600
	49	283,100	337,000	406,400	466,400
	50	284,200	337,400	407,100	467,200
	51	285,300	337,800	407,700	467,800
	52	286,400	338,300	408,300	468,600
	53	287,400	338,700	408,900	469,000
	54	288,500	339,100	409,600	469,600
	55	289,500	339,500	410,400	470,100
	56	290,500	339,900	411,200	470,600
	57	291,500	340,300	411,800	471,100
	58	292,200	340,600	412,600	
	59	292,700	341,000	413,300	
	60	293,300	341,400	414,000	
	61	293,900	341,800	414,600	
	62	294,500	342,300	415,300	
	63	295,100	342,900	415,900	
	64	295,700	343,400	416,600	
	65	296,300	343,800	417,300	
	66	296,800	344,400	417,900	
	67	297,400	344,900	418,500	
	68	297,900	345,500	419,200	
	69	298,500	346,000	419,900	
	70	299,200	346,500	420,400	
	71	299,800	346,900	421,000	
	72	300,400	347,500	421,600	
	73	301,100	348,000	422,100	
	74	301,700	348,500	422,700	
	75	302,300	349,100	423,300	
	76	303,000	349,800	423,800	
	77	303,700	350,400	424,300	
	78	304,400	350,800	424,800	
	79	305,100	351,500	425,300	
	80	305,600	352,200	426,000	
	81	306,200	352,800	426,400	
	82	306,900	353,500		
	83	307,600	354,100		
	84	308,200	354,700		
	85	308,700	355,200		
	86	309,400	355,700		
	87	310,100	356,100		
	88	310,700	356,400		

	89	311,200	356,700			
	90	311,800	357,200			
	91	312,500	357,500			
	92	313,100	357,900			
	93	313,700	358,200			
	94	314,200	358,500			
	95	314,800	358,900			
	96	315,300	359,300			
	97	315,600	359,800			
	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

工 医療職給料表(1)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	425,300	499,100	556,300
	46	425,900	500,000	557,100
	47	426,500	500,900	557,900
	48	427,000	501,700	558,600
	49	427,500	502,400	559,400
	50	427,900	503,100	560,200
	51	428,400	503,800	560,900
	52	428,800	504,400	561,800
	53	429,200	505,000	562,700
	54	429,500	505,700	563,500
	55	429,800	506,300	564,400
	56	430,200	506,900	565,300
	57	430,500	507,200	566,100
	58	430,800	507,800	566,900
	59	431,100	508,400	567,700
	60	431,400	509,100	568,400
	61	431,800	509,500	569,200
	62	432,100	510,100	570,100
	63	432,400	510,800	571,000
	64	432,700	511,500	571,900
	65	433,000	511,900	572,700
	66		512,500	573,600
	67		513,100	574,500
	68		513,600	575,400
	69		514,100	576,200
	70		514,600	577,100
	71		515,100	578,000
	72		515,600	578,900
	73		516,000	579,700
	74		516,500	
	75		516,900	
	76		517,300	
	77		517,800	
	78		518,400	
	79		518,900	
	80		519,300	
	81		519,800	
	82		520,400	
	83		521,000	
	84		521,500	
	85		522,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

才 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		

	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

力 医療職給料表(3)

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500		
	87	306,700	334,100	372,600	392,100		
	88	307,200	335,100	373,400	392,600		

89	307,600	336,000	374,000	392,900
90	308,100	337,000	374,600	393,400
91	308,600	338,000	375,200	393,700
92	309,100	339,000	375,800	394,000
93	309,600	339,800	376,200	394,600
94	309,900	340,500	376,600	395,100
95	310,400	341,200	377,100	395,600
96	310,900	341,800	377,500	396,100
97	311,400	342,200	378,000	396,700
98	311,900	342,500	378,400	397,200
99	312,300	343,000	378,900	397,700
100	312,700	343,600	379,300	398,100
101	313,100	344,000	379,600	398,700
102	313,500	344,500	380,100	399,200
103	313,900	345,100	380,400	399,700
104	314,200	345,600	380,700	400,200
105	314,500	346,000	381,100	400,800
106	314,900	346,500	381,600	401,200
107	315,300	347,000	382,100	401,700
108	315,600	347,500	382,600	402,200
109	315,800	347,900	383,100	402,800
110	316,100	348,200	383,600	
111	316,300	348,500	384,100	
112	316,600	348,800	384,500	
113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		

	133	322,400	354,400				
	134	322,700	354,800				
	135	323,000	355,200				
	136	323,300	355,600				
	137	323,500	355,900				
	138	323,800	356,300				
	139	324,100	356,700				
	140	324,400	357,100				
	141	324,600	357,400				
	142	324,900	357,800				
	143	325,300	358,100				
	144	325,600	358,500				
	145	325,800	358,800				
	146	326,000	359,200				
	147	326,300	359,600				
	148	326,600	360,000				
	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300

注 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

キ 福祉職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	
	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	
	61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700	
	62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000	
	63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300	
	64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500	
	65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700	
	66	279,900	337,700	364,000	412,600		
	67	280,200	338,400	364,400	413,200		
	68	280,500	339,100	364,900	413,700		
	69	280,900	339,600	365,100	414,100		
	70	281,200	340,100	365,600	414,600		
	71	281,500	340,600	366,000	415,100		
	72	281,900	341,000	366,400	415,600		
	73	282,300	341,400	366,700	416,100		
	74	282,600	341,900	367,100	416,500		
	75	283,000	342,400	367,600	416,800		
	76	283,300	342,800	368,000	417,100		
	77	283,600	343,100	368,200	417,300		
	78	284,000	343,400	368,500	417,500		
	79	284,400	343,700	368,900	417,800		
	80	284,700	344,000	369,300	418,100		
	81	284,900	344,300	369,600	418,300		
	82	285,200	344,600	369,900	418,600		
	83	285,600	344,800	370,300	418,900		
	84	285,900	345,100	370,700	419,100		
	85	286,100	345,500	371,000	419,300		
	86	286,400	345,900	371,400			
	87	286,800	346,200	371,800			
	88	287,100	346,400	372,000			

89	287,400	346,900	372,300			
90	287,600	347,300				
91	287,900	347,500				
92	288,200	347,800				
93	288,500	348,200				
94	288,800	348,600				
95	289,200	348,900				
96	289,500	349,200				
97	289,700	349,400				
98	290,000	349,700				
99	290,300	350,000				
100	290,600	350,300				
101	290,900	350,700				
102	291,200	350,900				
103	291,500	351,200				
104	291,800	351,600				
105	292,000	352,000				
106	292,200	352,300				
107	292,500	352,600				
108	292,800	352,900				
109	293,100	353,200				
110	293,400	353,600				
111	293,700	353,900				
112	293,900	354,100				
113	294,200	354,300				
114	294,400	354,600				
115	294,700	354,800				
116	295,100	355,100				
117	295,400	355,300				
118	295,700					
119	296,000					
120	296,300					
121	296,500					
122	296,700					
123	297,100					
124	297,400					
125	297,600					
126	297,900					
127	298,200					
128	298,600					
129	298,800					
130	299,200					
131	299,600					
132	299,900					

	133	300,100					
	134	300,400					
	135	300,800					
	136	301,100					
	137	301,300					
	138	301,600					
	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500	405,400

注 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ク 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	292,400	345,300	414,800	466,700
	46	293,200	347,200	416,400	468,000
	47	294,000	348,900	418,000	469,200
	48	294,800	350,700	419,400	470,400
	49	295,500	352,500	420,600	471,500
	50	296,300	354,300	422,000	472,700
	51	297,000	356,000	423,400	473,900
	52	297,800	357,700	424,700	475,100
	53	298,600	359,400	425,900	476,300
	54	299,400	360,800	427,100	477,500
	55	300,100	362,200	428,400	478,700
	56	300,900	363,700	429,700	479,900
	57	301,600	365,300	431,000	481,000
	58	302,200	366,900	432,300	481,600
	59	303,000	368,400	433,700	482,100
	60	303,800	370,000	434,900	482,600
	61	304,500	371,600	436,100	483,100
	62	305,100	373,200	437,500	
	63	305,900	374,800	438,900	
	64	306,500	376,300	440,200	
	65	307,500	377,900	441,400	
	66	308,300	379,500	442,600	
	67	309,000	381,100	443,900	
	68	309,700	382,600	445,300	
	69	310,400	384,100	446,600	
	70	311,100	385,700	447,800	
	71	311,800	387,100	448,800	
	72	312,500	388,600	450,000	
	73	313,200	390,100	451,200	
	74	313,900	391,700	452,300	
	75	314,600	393,300	453,500	
	76	315,200	394,800	454,500	
	77	315,800	396,200	455,600	
	78	316,500	397,600	456,600	
	79	317,200	399,000	457,600	
	80	317,800	400,300	458,600	
	81	318,400	401,600	459,500	
	82	319,000	403,000	460,300	
	83	319,700	404,300	461,100	
	84	320,400	405,600	461,900	
	85	321,100	406,700	462,600	
	86	321,900	408,100	463,000	
	87	322,600	409,400	463,400	
	88	323,200	410,700	463,800	

89	323,900	411,900	464,200
90	324,700	413,200	464,500
91	325,400	414,300	464,800
92	326,200	415,500	465,000
93	326,700	416,700	465,300
94	327,400	417,800	465,600
95	328,100	419,000	465,900
96	328,800	420,200	466,100
97	329,400	421,600	466,300
98	330,000	422,600	466,600
99	330,800	423,600	466,900
100	331,500	424,600	467,100
101	332,300	425,500	467,300
102	333,100	426,500	467,600
103	334,000	427,600	467,900
104	334,800	428,700	468,100
105	335,400	429,400	468,300
106	336,200	430,300	
107	337,000	431,200	
108	337,800	432,100	
109	338,400	432,900	
110	338,800	433,700	
111	339,100	434,500	
112	339,600	435,300	
113	340,100	435,900	
114	340,500	436,600	
115	340,900	437,300	
116	341,300	438,000	
117	341,800	438,600	
118	342,300	439,100	
119	342,700	439,400	
120	343,200	439,700	
121	343,700	440,000	
122	344,100	440,300	
123	344,500	440,600	
124	345,000	440,800	
125	345,500	441,000	
126	345,800	441,300	
127	346,100	441,600	
128	346,400	441,800	
129	346,600	442,000	
130	346,900	442,300	
131	347,200	442,600	
132	347,400	442,800	

	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800				
	147	351,100				
	148	351,400				
	149	351,600				
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		268,200	313,100	345,700	376,600	471,600

- 注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

ケ 小学校および中学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	292,000	324,500	407,900	428,000
	46	292,800	326,300	409,100	429,200
	47	293,600	328,000	410,300	430,400
	48	294,400	329,700	411,400	431,600
	49	295,000	331,400	412,300	432,700
	50	295,800	333,200	413,500	433,700
	51	296,500	335,000	414,500	435,000
	52	297,200	336,700	415,600	436,200
	53	298,000	338,100	416,400	437,400
	54	298,800	340,000	417,500	438,500
	55	299,400	341,800	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	419,500	440,700
	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	
	83	317,400	385,600	441,100	
	84	318,000	386,800	441,300	
	85	318,400	387,900	441,500	
	86	318,800	389,100	441,800	
	87	319,300	390,100	442,100	
	88	319,800	391,200	442,300	

	89	320,200	392,200	442,500	
	90	320,600	393,300	442,800	
	91	321,000	394,400	443,100	
	92	321,400	395,400	443,300	
	93	321,700	396,500	443,500	
	94	322,100	397,600	443,800	
	95	322,500	398,600	444,100	
	96	322,800	399,700	444,300	
	97	323,100	400,700	444,500	
	98	323,500	401,700	444,800	
	99	323,800	402,600	445,100	
	100	324,100	403,500	445,300	
	101	324,500	404,300	445,500	
	102	324,800	405,300	445,800	
	103	325,100	406,100	446,100	
	104	325,400	407,000	446,300	
	105	325,600	407,800	446,500	
	106	325,900	408,700		
	107	326,200	409,600		
	108	326,400	410,500		
	109	326,600	411,300		
	110	326,800	412,300		
	111	327,100	413,200		
	112	327,400	414,100		
	113	327,600	414,700		
	114	327,800	415,600		
	115	328,000	416,500		
	116	328,300	417,400		
	117	328,600	418,200		
	118	328,800	418,900		
	119	329,100	419,700		
	120	329,400	420,500		
	121	329,600	421,100		
	122	329,800	421,800		
	123	330,000	422,500		
	124	330,300	423,100		
	125	330,600	423,700		
	126		424,400		
	127		424,900		
	128		425,500		
	129		426,100		
	130		426,700		
	131		427,200		
	132		427,700		

	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

注 1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とする。

3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

コ 特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

サ 第1号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

シ 第2号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

参 考 資 料

(職員給与関係資料)

令和8年職員給与等実態調査について	64
第1表 部局別・給料表別人員数	65
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	66
第3表 職員の年齢階層別構成	66
第4表 職員の平均給与月額	68
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	69
第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	89
第7表 職員の給料表別扶養親族数	90
第8表 職員の管理職手当の支給状況	90
第9表 職員の地域手当の支給状況	90
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	91
第11表 職員の住居手当等の状況	91
第12表 職員の通勤手当および通勤の状況	92
第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	96
第14表 60歳以上の職員の適用給料表別、任用の類型別人員	98

(民間給与関係資料)

令和8年職種別民間給与実態調査について	100
第15表 産業別・企業規模別調査事業所数	101
第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	102
第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	110
第18表 民間における住宅手当の支給状況	110
第19表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	111
第20表 民間における特別給の支給状況	111
第21表 民間における初任給の改定状況	112
第22表 民間における給与改定の状況	112
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	113
第24表 民間における定年制の状況等	113

(生計費関係資料)

令和8年4月の標準生計費	116
第25表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	116

職員給与関係資料

令和8年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和8年4月1日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について4月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下、「条例」という。）、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下、「学校職員条例」という。）、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下、「規則」という。）の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員、休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集 計

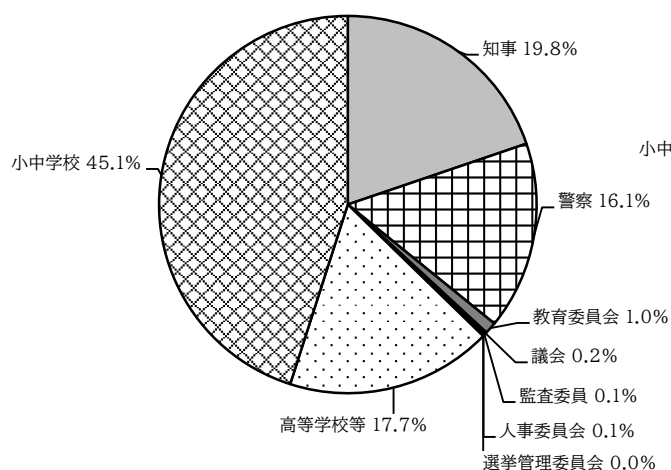
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

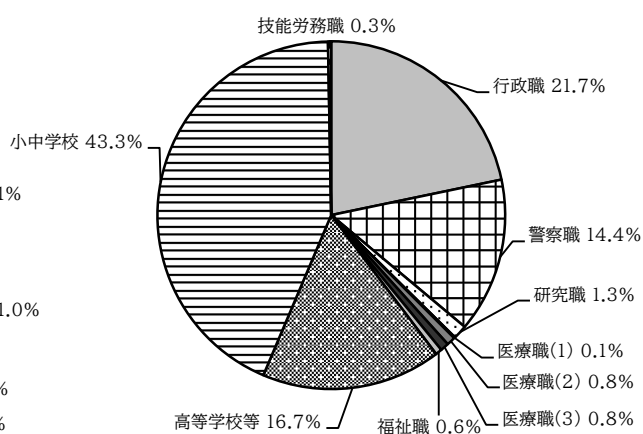
部 局 給料表	知 事	警 察	教 育 委員会	議 会	監 査 委員	人 事 委員会	選 挙 管理 委員会	高 等 学校等	小学校 および 中学校等	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職	2,638	263	133	28	13	11	6	165	300	3,557
警 察 職	-	2,350	-	-	-	-	-	-	-	2,350
研 究 職	203	16	-	-	-	-	-	-	-	219
医 療 職 (1)	20	-	-	-	-	-	-	-	-	20
医 療 職 (2)	123	-	-	-	-	-	-	-	1	124
医 療 職 (3)	120	2	2	-	-	-	-	-	-	124
福 祉 職	99	-	-	-	-	-	-	-	-	99
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	2,719	-	2,737
小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職	-	-	14	-	-	-	-	-	7,070	7,084
技 能 労 務 職	31	4	-	-	-	-	-	10	-	45
計	3,234	2,635	167	28	13	11	6	2,894	7,371	16,359

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員39人（小学校および中学校等教育職37人、行政職2人）を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない（以下第12表までおよび第14表において同じ。）
 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、条例付則第16項、学校職員条例付則第17項または規則付則第2項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下第13表までにおいて同じ。）。

部 局 別



給料表別



- 注1 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表 区 分	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比				
	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	男女平均年齢
	%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行 政 職 給 料 表	-	14.4	9.3	76.3	63.4	41.9	36.6	39.0	40.8
警 察 職 給 料 表	-	38.6	3.0	58.4	88.4	40.1	11.6	34.6	39.5
研 究 職 給 料 表	-	4.1	1.8	94.1	73.1	43.2	26.9	40.7	42.5
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	65.0	50.0	35.0	38.9	46.1
医 療 職 給 料 表 (2)	-	-	12.1	87.9	50.0	45.9	50.0	42.6	44.2
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	33.1	66.9	8.9	37.1	91.1	42.3	41.9
福 祉 職 給 料 表	-	4.0	16.2	79.8	53.5	37.2	46.5	37.5	37.3
高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	1.2	2.5	96.3	54.1	41.4	45.9	42.4	41.9
小・中 学 校 等 教 育 職 給 料 表	-	0.1	3.2	96.7	47.0	38.4	53.0	39.0	38.7
技 能 労 務 職 給 料 表	37.8	33.3	15.6	13.3	82.2	46.7	17.8	48.6	47.1
計	0.1	9.1	4.8	86.1	58.0	40.2	42.0	39.6	40.0

注1 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第3表 職員の年齢階層別構成

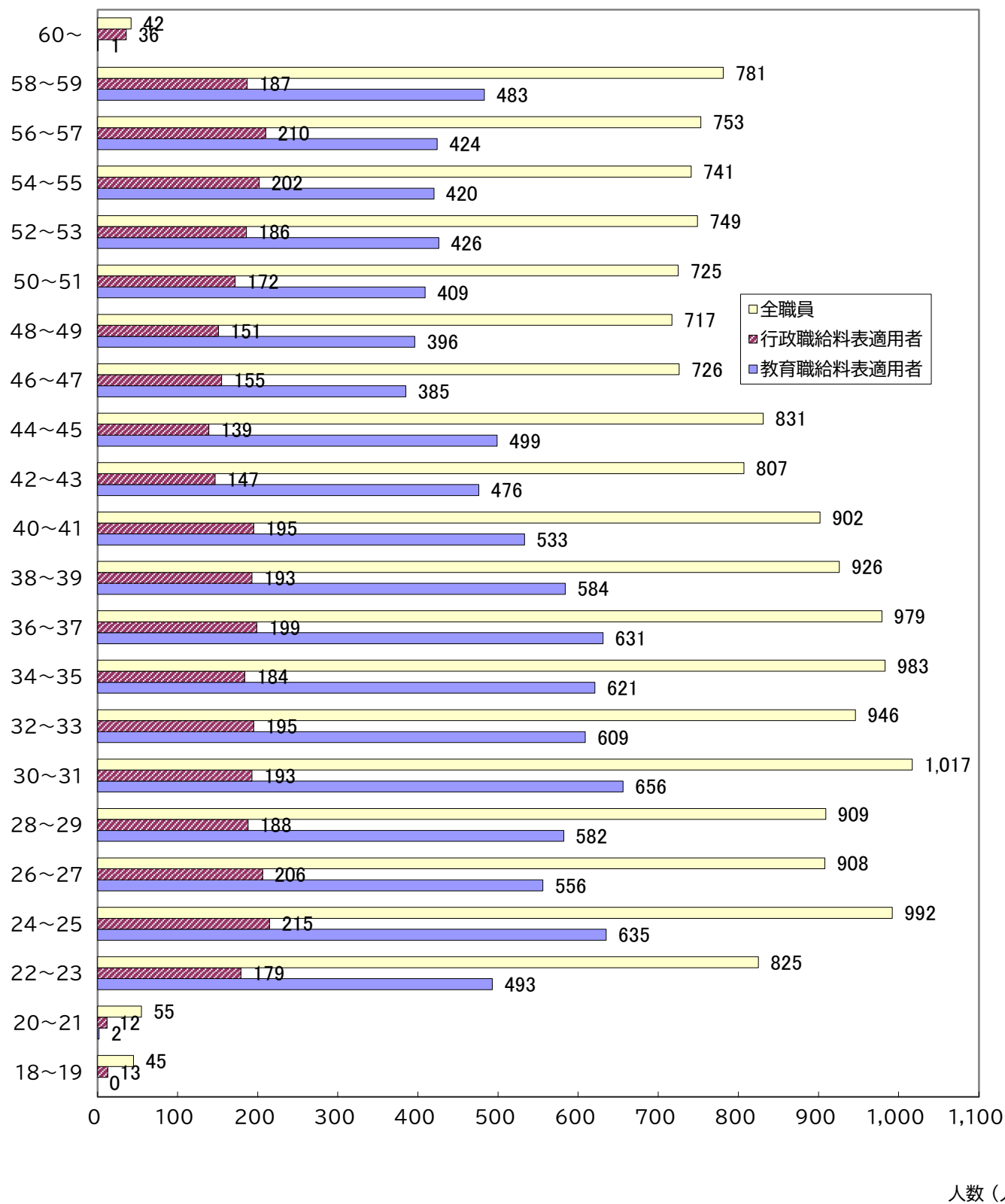
1 年齢階層別構成

職 種 年齢 階層	一般職員						教育職員			警察職員	全職員
		行 政	研 究	医 療	福 祉	技能労務		高 等 学校等	小学校・ 中学校等		
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
～ 24	7.9	8.4	4.6	3.7	12.1	2.2	8.2	5.7	9.2	11.3	8.6
25 ～ 29	14.2	14.5	11.9	11.6	20.2	4.4	14.9	10.3	16.6	11.7	14.2
30 ～ 34	13.6	13.7	10.0	13.1	19.2	6.7	16.0	14.4	16.6	13.8	15.0
35 ～ 39	13.1	13.4	12.3	10.1	12.1	13.3	15.6	16.0	15.5	13.2	14.6
40 ～ 44	12.0	11.6	19.2	13.8	8.1	13.3	13.0	12.3	13.3	15.7	13.1
45 ～ 49	11.2	10.6	12.8	17.5	11.1	13.3	10.3	11.5	9.9	15.1	11.2
50 ～ 54	13.0	13.2	13.7	11.2	10.1	17.8	10.8	16.2	8.8	11.2	11.4
55 ～ 59	14.1	13.7	15.5	17.2	7.1	28.9	11.2	13.6	10.2	8.0	11.5
60 ～	1.0	1.0	-	1.9	-	-	0.0	0.0	-	-	0.3
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,188	3,557	219	268	99	45	9,821	2,737	7,084	2,350	16,359

注1 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

2 年齢階層別構成（グラフ）

年齢（歳）



第4表 職員の平均給与月額

給 料 表	平 均 年 齢	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	管理職手当	住 居 手 当	そ の 他	計
	歳	円	円	円	円	円	円	円
行 政 職	40.8	341,445	8,623	21,215	10,398	6,896	115	388,692
警 察 職	39.5	365,998	16,168	22,278	1,960	3,451	455	410,310
研 究 職	42.5	381,993	10,162	23,243	9,440	8,250	1,726	434,814
医 療 職（１）	46.1	487,175	8,150	86,774	47,015	12,000	235,910	877,024
医 療 職（２）	44.2	366,160	11,008	22,135	5,371	8,476	9,073	422,223
医 療 職（３）	41.9	356,029	6,371	21,447	3,912	5,230	242	393,231
福 祉 職	37.3	347,040	7,985	20,952	2,264	7,543	-	385,784
高等学校等教育職	41.9	408,656	9,694	24,311	2,875	6,975	6,557	459,068
小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職	38.7	385,624	8,752	23,036	4,956	5,933	5,006	433,307
技 能 労 務 職	47.1	346,319	8,367	20,367	-	3,856	1,067	379,976
全 職 員	40.0	376,414	9,958	22,786	5,438	6,016	3,741	424,353

注１ 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

２ その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布

行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1			1				1	1	
2								6	
3								9	2
4		1						25	10
5		1	1					3	5
6							1	3	2
7		1							
8		88	1						
9	7	3	1						
10		14	6						
11		2	3						
12	7	69	33						
13		3	4				2		
14		24	25				46		
15		4	10				11		
16	4	56	43						
17		1	8				2		
18		30	23				2		
19		8	8				14		
20	7	67	42				2		
21		2	10				5		
22	3	35	27				12		
23		6	7				4		
24	8	55	43				3		
25	1	3	12				12		
26	3	25	30				4		
27	2	7	13				3		
28	9	42	36	1			2		
29	81	8	15				5		
30	5	19	30				1		
31	4	2	15	3			2		
32	86	25	36	1					
33	1	2	12	4					
34	8	5	16	3			1		
35	2	2	13	5			1		
36	90	15	25	3		1	1		
37	13		10	11		3			
38	5	4	20	14		10			
39	3	1	19	16		12			
40	2	2	28	7		3			
41		1	24	18		47			
42	5		13	15		8			
43	1		23	15	1	13			
44	1	1	36	10		5			
45		2	16	18		16	4		
46		1	12	11		5			
47	1	1	15	22		15			
48			27	9	1	11			
49			21	10	1	14			
50	2		18	8	1	8			
51			23	10	2	17			
52			18	5	1	7			
53	1	1	14	7	3	11			
54			12	12	1	1			
55			9	11	4	12			
56			14	12	4	4			
57	1		13	14	5	7			
58	1		10	6	7	1			
59			8	15	4	5			
60			12	11	9	2			
61			6	11	14	4			
62			5	8	4	2			
63	2		3	11	4	1			
64			7	7	8	1			
65			4	10	9	2			
66			3	5	7	1			
67			2	16	27	1			
68			5	4	9				
69	1		2	9	10	1			
70			2	5	5	1			
71			3	14	10				
72			3	5	13				
73			3	7	12	8			
74			2	4	7				
75			3	8	12				
76			6	5	5				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			2	4	11				
78				4	9				
79			1	4	9				
80		1	2	4	4				
81			1	8	11				
82				3	14				
83			2	5	15				
84				6	13				
85			2	140	88				
86	1								
87			1						
88			2						
89	1								
90									
91			1						
92	1								
93	43								
94									
95			1						
96									
97			1						
98			1						
99									
100									
101									
102			1						
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109			7						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	413	640	1,049	614	374	260	141	47	19
総計	3,557								

警察職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									4
4									3
5									11
6									
7									
8									
9	21								
10									
11									
12	7								
13	3								
14	2								
15									
16	21								
17	5								
18									
19	1								
20	12		2	2					
21	1								
22	5		1	1					
23									
24	9	47	3	1					
25	56	1							
26	7	4	3	1					
27		2							
28	56	31	6	2				6	
29		2		2				10	
30	8	9	3	5				2	
31	1	3						2	
32	3	37	9	8	1			1	
33	2	2						1	
34	5	11	4	6					
35	1	2	1						
36	4	27	22	9					
37	1			1				1	
38	1	8	17	11	1			2	
39		3	1	1	2		1		
40		32	37	14					
41	1	1	1				6		
42		14	16	10	6		4		
43		5	2	2	4		12		
44	1	18	21	7	1		2		
45		3	4	2	1		2		
46	1	9	18	18	2		1		
47	2	5	3	3	4		3		
48	1	8	23	12	6	1			
49		3	3	5	1		4		
50		1	10	11	4				
51		2	4	2	4		1		
52		3	21	13	4				
53			6	2	4	1	1		
54			17	10	9	2	1		
55		1	1	4	7	1	1		
56		2	15	11	7				
57		1	3	6	7	3	3		
58			19	12	6	2	1		
59	1	1	3	4	12		2		
60		1	13	18	12	5			
61			4	5	18	1	6		
62			9	13	3	2			
63		2	6	3	4				
64	1	1	16	10	7	4			
65			2	4	16				
66			7	9	10	2	1		
67		2	2	7	11	4	2		
68			9	14	6	2			
69			3	10	7	2			
70		1	7	17	8	3			
71	1		4	5	6	2			
72		2	9	17	11	4			
73			2	8	10	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
74			8	24	2	3			
75			2	11	5	11			
76			5	14	5	6			
77			2	12	9				
78			6	13	5	2			
79			2	15	5	3			
80			5	14	7	3			
81			2	10	8				
82			4	9	1	1			
83			1	12	4	8			
84			7	12	8	1			
85			2	12	60	13			
86			3	7					
87			1	8					
88			2	8					
89			1	8					
90			3	12					
91				12					
92			5	10					
93			1	9					
94			4	4					
95			1	7					
96			5	11					
97			3	14					
98			3	10					
99			2	7					
100				8					
101				3					
102			1	5					
103			1	4					
104			1	5					
105				7					
106			2	4					
107			2	4					
108			1	4					
109			2	4					
110				3					
111				5					
112				3					
113			2	4					
114				3					
115			1	6					
116			1	6					
117			1	9					
118				5					
119				6					
120				5					
121			1	53					
122			1						
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131			1						
132			1						
133									
134									
135			1						
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	241	307	492	779	341	93	54	25	18
総 計	2,350								

研究職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		4			1
6					4
7					
8		2			
9					1
10					
11			2		
12		1	2		
13		3	1		
14		1	2		
15			2		
16		6	5		
17		1	1		
18		1	2		
19					
20		2	1		
21		1			
22		1			
23		1	2		
24		2	2		
25					
26					
27					
28		5	3		
29			1		
30		3	2		
31			2	4	
32		3	1	1	
33			2		
34			2		
35			2	4	
36		2	5		
37			1	4	
38		2			
39		1	1	3	
40		2	2	1	
41				1	
42		2			
43			2	4	
44		5	1		
45		1	1		
46		1	2		
47		1	1	3	
48		1			
49				4	
50			1	1	
51		1	1	2	
52		2	1		
53			2		
54		2	1	1	
55				1	
56		3	2		
57					
58		1	1		
59			1		
60					
61					
62			3		
63			2		
64		2	1		
65					
66			4		
67			1		
68		1	3		
69			1		
70					
71		1			
72			4		
73					
74					
75		1			
76		1	1		

級 号給	1	2	3	4	5
77			1		
78			1		
79			1		
80		1	1		
81			22		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	71	108	34	6
総 計	219				

医療職給料表（１）

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		2			2
6					6
7					
8		3	1		
9					
10					
11					
12					
13				1	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21				1	
22					
23				1	
24					
25				1	
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32		1		1	
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58				1	
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計		6	1	5	8
総計			20		

医療職給料表（２）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4				1				
5								
6								
7								
8				1				
9								
10								
11								2
12				2				2
13								
14				1				
15								
16				3				
17				2				
18				1				
19								
20								
21				1				
22								
23			1	1				
24			1	3				
25								
26			1					
27			1					
28				2				
29						2		
30				1	1			
31							1	
32				4	2		2	
33						2		
34				3		3		
35						1	1	
36					2			
37								
38								
39				1	1	2		
40						2		
41						1	1	
42							1	
43				1				
44					2			
45						2		
46				2	1		2	
47				1	1	3		
48				1		1	1	
49				1	1			
50				1	3	1		
51					1		1	
52								
53						1	3	
54						1		
55						1		
56						1		
57						1		
58						2		
59						1		
60						2		
61								
62								
63						1		
64								
65						1		
66								
67						1		
68						1		
69								
70								
71						3		
72						1		
73						1		
74						1		
75						1		
76								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77					9		
78				1			
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98				1			
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		1					
106							
107							
108							
109							
計	0	5	34	17	51	13	4
総計	124						

医療職給料表（3）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1			1			
2						
3			1			
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10			1			
11						
12						
13		4				
14						
15						
16		3	3			
17						
18						
19			1			
20		3				
21		1	1			
22			1			
23						
24		5	1			
25			1			
26			1	1		
27			1			
28		5	3			
29		1	1			
30		1	2			
31						
32		1	2			4
33			1			1
34						2
35				2		1
36			1			2
37						
38			1			
39						1
40						1
41						2
42						
43				2		
44				1		
45		1		3		
46					1	
47				3		
48						
49				1		
50						
51				1		
52					3	
53						
54						
55				1	1	
56					1	
57						
58						
59				1		
60						
61				1		
62				1	2	
63					1	
64					1	
65				1	1	
66					1	
67						
68				2	2	
69				1		
70					2	
71					3	
72						
73				2	1	
74						
75					1	
76						

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1		
78					1	1	
79					1	1	
80						1	
81						2	
82						4	
83					1		
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100					1		
101					1		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

級 号給	1	2	3	4	5	6
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	25	25	30	30	14
総計	124					

福祉職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		6				
9						
10						
11						
12		1				
13						
14						
15		1				
16		1				1
17						
18		2				
19		1				
20		2				
21						
22		1				
23		1				
24		1				
25	3					
26		3				
27						
28	5	3				
29						
30						
31	1	1				
32	4	3				
33						
34				1		
35	1					
36		5	1			
37			1			
38	1		1			
39					2	
40		1				
41						
42		2				
43		1				
44		1				
45		1	1	1	1	
46			2			
47						
48		1				
49		2			1	
50		4	1	1		
51			1			
52				1		
53						
54						
55						
56		1				
57		1				
58			2			
59				1		
60						
61			1	1		
62		1				
63						
64				1		
65			1			
66			1			
67						
68		1		1		
69				1		
70						
71				1		
72						
73						
74						
75			1			
76						

級 号給	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79			1			
80						
81						
82						
83						
84						
85				5		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	15	49	15	15	4	1
総計	99					

高等学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1				1	
2					
3					
4					
5		32			
6		4			
7					
8		49			
9					1
10		11			
11		3			
12		48			2
13		1			
14		14			2
15	1	1			9
16		39			10
17		10			
18		9			9
19		2			4
20		24			1
21		1		1	17
22		15			
23		4			
24	1	45			
25	1	3			
26		21			
27		3			
28		28			
29		5			
30		11			
31		6			
32		30			
33		4			
34		17			
35		8			
36		31			
37		3		1	
38	1	24			
39		9			
40		37			
41	1	6			
42		31			
43		12			
44		38		1	
45	1	2			
46		17		1	
47		5		1	
48		39		3	
49	1	5		1	
50		30		3	
51		12		3	
52	1	44		2	
53		11		4	
54		27		4	
55		13		7	
56		29		4	
57	1	15		5	
58		32		5	
59	1	12		3	
60		35		4	
61		15		53	
62		21			
63	1	21			
64	1	23			
65		22			
66		17			
67		26			
68		14			
69	1	17			
70	1	15	1		
71		14			
72	1	12	1		
73		9			
74		24			
75	1	13			
76		26			

号給	級	1	2	特2	3	4
77			12			
78			26			
79		1	17			
80		2	26	1		
81		1	13			
82		2	19			
83			9			
84		1	11			
85			10			
86			21	1		
87		1	9			
88		1	26			
89		1	12	1		
90			21			
91			11			
92			19			
93		1	17			
94			15			
95			10			
96			17			
97			9			
98			35			
99			9			
100			13	1		
101			15			
102			15			
103			12			
104			17			
105			7	1		
106			19			
107			9			
108			16			
109			14			
110			17			
111			14			
112			20			
113			10			
114			18			
115			5			
116			15			
117			10			
118			15			
119			14			
120			14			
121			16			
122			16			
123		1	11			
124			20			
125			16			
126			10			
127			18			
128			17			
129			8			
130			12			
131			11			
132			14			
133			16			
134			15			
135			15			
136			11			
137			10			
138			17			
139			15			
140			21			
141			10			
142			28			
143			17			
144			30			
145			247			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		28	2,540	7	107	55
総 計				2,737		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 級	1	2	特2	3	4
1 2 3 4					
5 6 7 8		1			2 6 99 59
9 10 11 12					26 24 12 8
13 14 15 16					20 12 11 10
17 18 19 20		197 8 207			4 5 7 2
21 22 23 24		20 3 213			13
25 26 27 28		1 17 8 216			
29 30 31 32		7 24 8 192			
33 34 35 36		1 33 12 168			
37 38 39 40		2 50 10 171			
41 42 43 44		7 55 12 144	1		
45 46 47 48		8 57 11 134			
49 50 51 52		10 71 20 156			
53 54 55 56		10 69 15 116	1	1	
57 58 59 60		14 76 25 128	2 1	4 1	
61 62 63 64		10 70 23 112	1 3	6 2 2 6	
65 66 67 68		8 67 17 70	1 4 3 3	9 11 7 17	
69 70 71 72		20 84 22 56	2 2 3	10 11 6 17	
73 74 75 76		39 54 50 64	3 2 2 1	15 21 9 22	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			51	2	12	
78			35	4	20	
79			58	2	17	
80			38	3	23	
81			46	1	122	
82			46	6		
83			52	1		
84			48	3		
85			59			
86			48	1		
87			37			
88			62	2		
89			28			
90			43			
91			38			
92			74	1		
93			30			
94			43			
95			17			
96			39	1		
97			19			
98			56			
99			40			
100			59			
101			28			
102			50			
103			34			
104			43			
105			28			
106			55			
107			25			
108			59			
109			23			
110			53			
111			18			
112			49			
113			20			
114			50			
115			27			
116			42			
117			24			
118			53			
119			14			
120			46			
121			24			
122			33			
123			19			
124			29			
125			21			
126			30			
127			22			
128			30			
129			11			
130			25			
131			17			
132			29			
133			11			
134			19			
135			11			
136			24			
137			11			
138			20			
139			10			
140			11			
141			17			
142			28			
143			10			
144			9			
145			9			
146			16			
147			12			
148			20			
149			16			
150			24			
151			7			
152			26			
153			20			
154			26			
155			25			
156			32			
157			347			
計		0	6,331	62	371	320
総計				7,084		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17		1	
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29		1	
30			
31			
32			
33			
34		1	
35			
36			
37			
38			
39		1	
40			
41			
42			
43			1
44			
45		1	
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53		1	
54			
55			
56			
57			
58		1	
59		1	
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66		1	1
67			1
68			
69			
70			
71			
72		1	
73		1	
74			
75			
76			2
77			
78			
79			
80			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
81			
82			
83		1	
84			
85			1
86			1
87			
88			
89			2
90			
91			
92		1	
93			1
94			
95			1
96			
97		1	
98			1
99			
100			
101			1
102			
103			1
104		1	
105			1
106			1
107			
108			
109			1
110			
111			
112			
113			
114			
115			1
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			2
126			
127			
128			
129			1
130			
131			
132			
133			2
134			
135			1
136			4
137			
138			
139			
140			
141			2
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
計	0	15	30
総 計		45	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,715	円 334,047	人 513	円 326,873
1 年未満		82	237,654	8	210,075
1 年以上 2 年未満		83	241,128	6	211,600
2 年以上 3 年未満		95	245,271	6	220,167
3 年以上 5 年未満		196	255,141	16	230,419
5 年以上 7 年未満		181	265,374	29	238,769
7 年以上 10 年未満		271	280,718	50	253,080
10 年以上 15 年未満		433	306,612	57	275,453
15 年以上 20 年未満		399	340,253	42	305,083
20 年以上 25 年未満		257	380,532	46	341,385
25 年以上 30 年未満		266	407,839	54	358,852
30 年以上 35 年未満		324	427,379	77	394,157
35 年以上		128	443,306	122	378,717

第7表 職員の給料表別扶養親族数

区 分 給料表	扶養手当 受 給 者	扶 養 親 族 数			受 給 者 1 人 当 た り の 扶 養 親 族 数	全 職 員 1 人 当 た り の 扶 養 親 族 数
		子	子以外	計		
行 政 職	人 1,221	人 2,084	人 38	人 2,122	人 1.7	人 0.6
警 察 職	1,342	2,657	12	2,669	2.0	1.1
研 究 職	89	151	5	156	1.8	0.7
医 療 職 (1)	7	11	0	11	1.6	0.6
医 療 職 (2)	48	93	4	97	2.0	0.8
医 療 職 (3)	26	55	0	55	2.1	0.4
福 祉 職	27	53	1	54	2.0	0.5
高等学校等教育職	1,015	1,819	40	1,859	1.8	0.7
小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職	2,369	4,384	56	4,440	1.9	0.6
技 能 労 務 職	17	25	1	26	1.5	0.6
計	6,161	11,332	157	11,489	1.9	0.7

注1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	7 種	受給者計	手当受給者 1 人あたり 平均手当月額
受給者	人 21	人 72	人 196	人 291	人 138	人 373	人 325	人 1,416	円 62,821

第9表 職員の地域手当の支給状況

区 分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.00%	16.00%	5.70%
人 員 (人)		16,359	25	20	16,314
構 成 比 (%)		100	0.2	0.1	99.7
平均手当月額 (円)		22,786	73,437	86,774	22,630

第 10 表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 37	人 2	人 -	人 15	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 54	円 36,963

第 11 表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対する割合	平均手当月額
支給を受けている者		人 3,353	% 20.5	円 29,353
対 象	職員自らが居住する借家・借間①	3,350	20.5	29,366
	配偶者等が居住する借家・借間②	3	0.0	15,000
全職員 1 人当たりの手当月額 6,016 円				

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
13,001 円以上 31,000 円以下		10	0.3
31,001 円以上 55,000 円以下		668	19.9
55,001 円以上		2,672	79.8
計		3,350	100
平 均 家 賃 額		67,181 円	

注 1 1 の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全 職 員 に 対する割合	受 給 者 に 対する割合
支 給 を 受 け て い る 者	人 15,228	% 93.1	% 100.0
交 通 機 関 の み 利 用 者	2,796	17.1	18.4
交 通 用 具 の み 利 用 者	11,213	68.5	73.6
自 動 車 使 用 者	10,654	65.1	70.0
自 転 車 等 使 用 者	559	3.4	3.7
交通機関と交通用具との併用者	1,219	7.5	8.0
自 動 車 と の 併 用 者	955	5.8	6.3
自 転 車 等 と の 併 用 者	264	1.6	1.7
受 給 者 1 人 当 た り の 手 当 額	11,108円		
全 職 員 1 人 当 た り の 手 当 額	10,340円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	2,046 (653)	51.0	51.0
10,001円以上 12,000円以下	268 (69)	6.7	57.7
12,001円以上 14,000円以下	266 (55)	6.6	64.3
14,001円以上 16,000円以下	256 (55)	6.4	70.7
16,001円以上 18,000円以下	246 (75)	6.1	76.8
18,001円以上 20,000円以下	180 (51)	4.5	81.3
20,001円以上 22,000円以下	159 (54)	4.0	85.3
22,001円以上 24,000円以下	194 (62)	4.8	90.1
24,001円以上 26,000円以下	52 (16)	1.3	91.4
26,001円以上 28,000円以下	126 (40)	3.1	94.5
28,001円以上 30,000円以下	49 (11)	1.2	95.7
30,001円以上 32,000円以下	36 (8)	0.9	96.6
32,001円以上 34,000円以下	37 (14)	0.9	97.5
34,001円以上 36,000円以下	20 (11)	0.5	98.0
36,001円以上 38,000円以下	15 (6)	0.4	98.4
38,001円以上 40,000円以下	11 (3)	0.3	98.7
40,001円以上 42,000円以下	7 (3)	0.2	98.9
42,001円以上 44,000円以下	3 (1)	0.1	99.0
44,001円以上 46,000円以下	2 (1)	0.0	99.0
46,001円以上 48,000円以下	5 (3)	0.1	99.1
48,001円以上 50,000円以下	2 (2)	0.0	99.1
50,001円以上 52,000円以下	3 (1)	0.1	99.2
52,001円以上	32 (25)	0.8	100.0
計	4,015 (1,219)	100.0	
平均所要額	12,734円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,890 (207)	16.3	16.3
5km以上10km未満	3,312 (148)	28.5	44.8
10km以上14km未満	2,059 (113)	17.7	62.5
14km以上18km未満	1,441 (117)	12.4	75.0
18km以上22km未満	1,058 (87)	9.1	84.1
22km以上26km未満	628 (60)	5.4	89.5
26km以上30km未満	366 (33)	3.2	92.6
30km以上34km未満	281 (21)	2.4	95.1
34km以上38km未満	172 (20)	1.5	96.5
38km以上42km未満	132 (31)	1.1	97.7
42km以上46km未満	98 (26)	0.8	98.5
46km以上50km未満	49 (18)	0.4	98.9
50km以上54km未満	42 (20)	0.4	99.3
54km以上58km未満	23 (10)	0.2	99.5
58km以上62km未満	20 (14)	0.2	99.7
62km以上66km未満	11 (7)	0.1	99.8
66km以上70km未満	9 (8)	0.1	99.8
70km以上74km未満	7 (5)	0.1	99.9
74km以上78km未満	4 (4)	0.0	99.9
78km以上82km未満	2 (2)	0.0	100.0
82km以上86km未満	1 (1)	0.0	100.0
86km以上90km未満	1 (1)	0.0	100.0
90km以上94km未満	- (-)	-	100.0
94km以上98km未満	2 (2)	0.0	100.0
98km以上102km未満	- (-)	-	100.0
102km以上	1 (0)	0.0	100.0
計	11,609 (955)	100.0	-
平均使用距離	13.6km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	454 (233)	55.2	55.2
5km以上 10km未満	207 (19)	25.2	80.3
10km以上 15km未満	74 (4)	9.0	89.3
15km以上 20km未満	51 (3)	6.2	95.5
20km以上 25km未満	28 (4)	3.4	98.9
25km以上 30km未満	5 (1)	0.6	99.5
30km以上	4 (0)	0.5	100.0
計	823 (264)	100.0	-
平均使用距離	6.6km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 暫定再任用職員[フルタイム勤務職員]

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 92	人	人	人	人 91	人	人 1	人	人	人	人
警察職給料表	13				1	4	8				
研究職給料表	7		7								
医療職給料表(2)	5					5					
福祉職給料表	2		1		1						
高等学校等教育職給料表	111	11	100								
小学校および中学校等 教育職給料表	109		109								
技能労務職給料表	12										
給料表計	351										

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 暫定再任用職員[短時間勤務職員]

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 39	人	人	人	人 39	人	人	人	人	人	人
警察職給料表	3				1		2				
研究職給料表	4		4								
医療職給料表(2)	1					1					
医療職給料表(3)	2					2					
福祉職給料表	2		2								
高等学校等教育職給料表	11		11								
小学校および中学校等 教育職給料表	13		13								
技能労務職給料表	3										
給料表計	78										

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

3 定年前再任用短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職 給 料 表	人 5	人	人	人	人 5	人	人	人	人	人	人
警 察 職 給 料 表	1						1				
研 究 職 給 料 表	1		1								
医 療 職 給 料 表 (2)	1					1					
医 療 職 給 料 表 (3)	1					1					
福 祉 職 給 料 表	1		1								
高等学校等教育職給料表	8		8								
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	6		6								
給 料 表 計	24										

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

第 14 表 60 歳以上の職員の適用給料表別、任用の類型別人員

給 料 表	管理監督職勤務上限年 齢に伴う降任等	勤務延長型特例任用	異動可能型特例任用	左記以外の任用
計	人 116	人 1	人 22	人 334
行 政 職 給 料 表	72			45
警 察 職 給 料 表	4			21
研 究 職 給 料 表	4			2
医 療 職 給 料 表 (1)				
医 療 職 給 料 表 (2)	3	1		
医 療 職 給 料 表 (3)	1			1
福 祉 職 給 料 表	1			2
高等学校等教育職給料表	6		15	126
小学校および中学校等 教 育 職 給 料 表	25		7	125
技 能 労 務 職 給 料 表				12

注 1 令和 5 年 3 月 31 日以前からの勤務延長者、特例定年が適用される職員および定年に関する規定が適用されない職員を除く。

注 2 管理監督職勤務上限年齢に伴う降任等は、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の 4 月 1 日までの期間に、管理監督職以外の職等への降任または降給を伴う転任をさせる任用等を表す。

注 3 勤務延長型特例任用は、職務遂行上の事情や職務の特殊性から管理監督職に引き続き就かせる任用を表す。

注 4 異動可能型特例任用は、年齢別人員構成等の事情から欠員が生じる複数の管理監督職に降任または転任させる任用を表す。

注 5 左記以外の任用は、非管理監督職から非管理監督職への異動による任用等を表す。

民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 605 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 523 人（行政職に相当する調査実人員 441 人）、初任給関係以外の調査職種 5,852 人（行政職に相当する調査実人員 4,985 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、40,115 人であり、このうち、行政職に相当するものは 29,330 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 121 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 15 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模				
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満
産 業 計	事業所 111	事業所 30	事業所 18	事業所 15	事業所 48
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業、 建 設 業	2	2	—	—	—
製 造 業	70	9	12	13	36
電 気・ガ ス・熱 供 給・ 水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業 , 郵 便 業	11	4	—	—	7
卸 売 業 , 小 売 業	5	2	2	1	—
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	1	1	—	1
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業	20	12	3	1	4

- 注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 9 所あった。
- 2 調査対象事業所 121 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 120 所に占める調査完了事業所から調査完了事業所 111 所の割合（調査完了率）は、92.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上および本表 3規模100人以上 500人未満の対応 級欄参照のこと。
大学卒	6	54.0	773,611	1,536	772,075		
短大卒	6	54.0	773,611	1,536	772,075		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	13	55.6	812,598	1,138	811,460	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	11	56.0	850,251	0	850,251		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	54.0	666,220	5,561	660,659		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	158	54.7	705,642	6,800	698,842	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	118	54.7	715,365	6,195	709,170		
短大卒	12	53.9	624,518	0	624,518		
高校卒	27	55.4	704,107	12,707	691,400		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	176	53.2	759,755	27,168	732,587	同 上	同 上
大学卒	142	53.1	779,527	17,415	762,112		
短大卒	13	54.7	711,179	124,062	587,117		
高校卒	20	53.2	653,340	34,606	618,734		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	31	54.2	643,781	38,520	605,261	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長－課長間)	同 上
大学卒	23	54.7	654,845	50,218	604,627		
短大卒	4	54.9	601,846	8,691	593,155		
高校卒	4	50.8	618,834	0	618,834		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	22	52.5	655,145	70,139	585,006	同 上	同 上
大学卒	15	51.4	707,423	93,426	613,997		
短大卒	2	55.8	527,445	0	527,445		
高校卒	5	54.2	570,604	38,243	532,361		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	293	51.4	610,018	27,232	582,786	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	同 上
大学卒	189	50.5	621,810	24,173	597,637		
短大卒	25	52.3	558,088	38,049	520,039		
高校卒	76	53.3	596,759	32,437	564,322		
中学卒	3	53.4	605,364	33	605,331		
技術課長	398	48.7	647,507	44,951	602,556	同 上	同 上
大学卒	273	48.1	667,910	32,875	635,035		
短大卒	38	50.1	622,767	105,306	517,461		
高校卒	83	50.1	587,009	60,764	526,245		
中学卒	4	48.5	580,500	25,078	555,422		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2規模500人以上および本表3規模100人以上500人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	105	50.1	579,552	70,505	509,047		
短大卒	73	48.2	645,665	86,443	559,222		
高校卒	9	54.1	452,337	50,654	401,683		
中学卒	22	54.2	436,457	34,340	402,117		
	X	X	X	X	X		
技術課長代理	44	50.2	569,361	12,996	556,365	同 上	同 上
大学卒	25	47.5	593,857	3,878	589,979		
短大卒	7	50.4	645,511	22,654	622,857		
高校卒	11	54.7	498,874	25,927	472,947		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	349	47.9	479,606	57,772	421,834	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	175	46.9	505,427	63,232	442,195		
短大卒	59	48.3	445,798	45,955	399,843		
高校卒	110	49.2	454,854	54,577	400,277		
中学卒	5	52.4	507,233	86,537	420,696		
技術係長	500	44.1	530,077	83,560	446,517	同 上	同 上
大学卒	332	43.1	538,518	82,438	456,080		
短大卒	57	46.2	502,609	88,592	414,017		
高校卒	108	47.7	508,450	86,729	421,721		
中学卒	3	46.3	383,416	63,756	319,660		
事務主任	215	44.6	382,573	42,975	339,598	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	94	40.7	399,533	54,169	345,364		
短大卒	56	46.5	342,348	24,733	317,615		
高校卒	64	48.8	393,598	42,132	351,466		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	250	41.7	457,064	78,575	378,489	同 上	同 上
大学卒	136	37.2	431,997	70,831	361,166		
短大卒	27	48.1	422,992	76,023	346,969		
高校卒	85	46.8	502,892	89,844	413,048		
中学卒	2	45.8	566,957	131,558	435,399		
事務係員	1,309	38.9	384,770	41,852	342,918		同 上
大学卒	707	35.6	408,608	48,595	360,013		
短大卒	203	43.2	348,925	32,799	316,126		
高校卒	396	43.8	352,451	31,970	320,481		
中学卒	3	44.5	373,813	59,006	314,807		
技術係員	1,116	37.7	417,062	61,996	355,066		同 上
大学卒	640	34.1	420,207	68,588	351,619		
短大卒	139	40.5	416,789	55,453	361,336		
高校卒	327	44.3	409,809	50,662	359,147		
中学卒	10	47.3	428,941	48,706	380,235		

注3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	5	55.2	770,145	1,973	768,172		
短大卒	5	55.2	770,145	1,973	768,172		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	11	56.2	839,817	0	839,817	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	10	56.6	869,882	0	869,882		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	118	54.6	746,192	8,002	738,190	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	95	54.5	753,480	6,148	747,332		
短大卒	7	54.8	624,190	0	624,190		
高校卒	16	55.5	755,393	22,060	733,333		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	141	53.8	791,031	33,370	757,661	同 上	同 上
大学卒	122	53.7	802,319	20,041	782,278		
短大卒	9	55.9	738,453	173,626	564,827		
高校卒	10	53.3	702,256	64,768	637,488		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	26	54.8	680,097	45,470	634,627	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級專 門職 中間職(部長－課長間)	同 上
大学卒	20	55.6	683,780	57,990	625,790		
短大卒	3	57.2	669,739	0	669,739		
高校卒	3	47.9	664,157	0	664,157		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	18	52.7	688,179	88,930	599,249	同 上	同 上
大学卒	13	51.9	757,646	113,794	643,852		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	4	53.2	532,365	47,500	484,865		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	215	51.6	656,740	32,420	624,320	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	145	50.6	668,252	27,224	641,028		
短大卒	15	53.4	651,067	46,720	604,347		
高校卒	53	53.8	624,305	44,352	579,953		
中学卒	2	56.0	705,930	50	705,880		
技術課長	280	48.4	682,864	55,645	627,219	同 上	同 上
大学卒	215	47.7	692,360	36,769	655,591		
短大卒	21	49.7	693,008	151,477	541,531		
高校卒	43	50.8	629,569	101,720	527,849		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5 級、6 級
大学卒	75	47.1	701,710	99,507	602,203		
短大卒	61	46.2	717,670	100,495	617,175		
高校卒	6	54.6	524,907	101,480	423,427		
中学卒	7	51.0	681,424	99,868	581,556		
	X	X	X	X	X		
技術課長代理	33	49.2	626,297	2,072	624,225	同 上	同 上
大学卒	23	46.8	610,836	161	610,675		
短大卒	6	51.6	680,089	10,456	669,633		
高校卒	4	58.0	636,188	1,169	635,019		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	226	48.8	514,366	61,820	452,546	係の長および係長級専門職	行政職 3 級、4 級
大学卒	123	47.5	533,100	67,468	465,632		
短大卒	36	49.7	499,693	57,283	442,410		
高校卒	65	51.1	482,834	52,787	430,047		
中学卒	2	56.7	471,207	30,796	440,411		
技術係長	360	43.8	540,288	83,876	456,412	同 上	同 上
大学卒	262	43.0	544,553	82,033	462,520		
短大卒	33	46.1	529,871	98,134	431,737		
高校卒	65	48.0	517,230	88,761	428,469		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	139	45.4	388,494	36,179	352,315	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級、4 級）
大学卒	60	41.7	405,699	44,130	361,569		
短大卒	35	47.1	349,106	22,124	326,982		
高校卒	43	49.2	396,752	35,594	361,158		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	153	42.0	476,595	79,649	396,946	同 上	同 上
大学卒	82	36.8	433,255	64,489	368,766		
短大卒	14	47.2	454,778	91,336	363,442		
高校卒	55	48.4	542,711	97,285	445,426		
中学卒	2	45.8	566,957	131,558	435,399		
事務係員	862	39.2	407,984	44,356	363,628		行政職 1 級
大学卒	501	35.7	428,916	50,155	378,761		
短大卒	127	45.8	378,306	37,172	341,134		
高校卒	231	45.0	366,844	32,052	334,792		
中学卒	3	44.5	373,813	59,006	314,807		
技術係員	700	37.4	424,414	63,863	360,551		同 上
大学卒	409	33.2	427,636	71,885	355,751		
短大卒	82	41.2	409,955	51,877	358,078		
高校卒	205	45.2	422,301	50,326	371,975		
中学卒	4	48.9	474,690	59,228	415,462		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	52.9	688,371	6,331	682,040	構成員 50 人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	40	55.0	606,722	3,869	602,853	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	23	55.3	592,938	6,348	586,590		
短大卒	5	52.9	624,920	0	624,920		
高校卒	11	55.2	634,433	0	634,433		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	35	50.8	626,183	677	625,506	同 上	同 上
大学卒	20	49.5	638,250	1,138	637,112		
短大卒	4	51.7	642,908	0	642,908		
高校卒	10	53.1	597,215	0	597,215		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務部次長	5	51.2	472,435	5,726	466,709	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長および部次長級専門職 中間職 (部長 - 課長間)	同 上
大学卒	3	49.2	467,893	0	467,893		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	4	52.0	531,845	0	531,845	同 上	同 上
大学卒	2	49.1	477,043	0	477,043		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	78	50.9	491,419	14,063	477,356	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	44	50.5	481,592	14,963	466,629		
短大卒	10	51.0	450,926	28,054	422,872		
高校卒	23	51.9	534,916	5,685	529,231		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	118	49.6	534,554	10,789	523,765	同 上	同 上
大学卒	58	49.6	551,192	14,286	536,906		
短大卒	17	50.8	490,210	18,174	472,036		
高校卒	40	49.1	524,665	771	523,894		
中学卒	3	49.1	565,309	31,937	533,372		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4 級
大学卒	30	55.3	373,203	21,515	351,688		
短大卒	12	56.0	371,775	32,991	338,784		
高校卒	3	53.7	381,686	1,173	380,513		
中学卒	15	55.0	372,540	17,242	355,298		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	11	52.7	438,615	38,083	400,532	同 上	同 上
大学卒	2	53.5	451,114	35,125	415,989		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	7	53.0	432,055	37,974	394,081		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係長	123	46.2	416,643	50,440	366,203	係の長および係長級専門職	行政職 3 級
大学卒	52	45.2	432,869	52,124	380,745		
短大卒	23	46.5	371,605	30,360	341,245		
高校卒	45	46.9	419,747	56,824	362,923		
中学卒	3	49.8	528,474	119,402	409,072		
技術係長	140	45.1	487,662	82,246	405,416	同 上	同 上
大学卒	70	43.3	497,445	85,191	412,254		
短大卒	24	46.2	460,673	73,914	386,759		
高校卒	43	47.2	494,099	83,409	410,690		
中学卒	3	46.3	383,416	63,756	319,660		
事務主任	76	43.4	373,097	53,852	319,245	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級 (一部は 3 級)
大学卒	34	39.3	389,977	69,726	320,251		
短大卒	21	45.7	332,763	28,432	304,331		
高校卒	21	48.1	387,768	54,219	333,549		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	97	41.2	418,893	76,476	342,417	同 上	同 上
大学卒	54	38.0	429,552	83,161	346,391		
短大卒	13	49.2	382,785	56,653	326,132		
高校卒	30	43.2	416,288	73,662	342,626		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	447	38.4	332,403	36,203	296,200		行政職 1 級
大学卒	206	35.5	345,056	43,715	301,341		
短大卒	76	38.9	300,626	25,609	275,017		
高校卒	165	42.0	331,919	31,853	300,066		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	416	38.7	397,349	56,993	340,356		同 上
大学卒	231	36.7	397,870	58,674	339,196		
短大卒	57	38.9	431,107	62,945	368,162		
高校卒	122	42.1	379,554	51,477	328,077		
中学卒	6	45.1	370,236	35,204	335,032		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
研 究 所 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	63	49.8	665,423	7,391	658,032	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	58	41.4	511,007	32,670	478,337	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	84	39.4	435,250	36,255	398,995	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	117	31.6	348,377	29,771	318,606	
研 究 補 助 員	13	33.4	320,851	22,508	298,343	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
病院長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	4	59.8	1,294,994	190,354	1,104,640	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	23	57.1	1,288,164	306,195	981,969	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	30	35.0	1,002,444	258,867	743,577	
歯 科 医 師	2	30.0	733,032	130,828	602,204	
薬 局 長	2	56.0	530,626	21,785	508,841	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	29	36.4	488,514	58,220	430,294	
診療放射線技師	31	40.8	516,818	65,376	451,442	
臨床検査技師	33	39.8	463,816	32,459	431,357	
栄 養 士	13	37.0	395,497	31,268	364,229	
理 学 療 法 士	20	39.7	418,904	2,288	416,616	
作 業 療 法 士	14	41.9	357,686	5,925	351,761	
総 看 護 師 長	8	55.6	539,323	33,987	505,336	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	40	51.3	509,437	54,727	454,710	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	99	43.7	478,687	31,228	447,459	
准 看 護 師	13	44.7	321,121	34,515	286,606	

その４ 教育関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
大 学 学 部 長	人 9	歳 57.4	円 1,014,732	円 66,740	円 947,992	
大 学 教 授	64	54.8	989,958	64,008	925,950	
大 学 准 教 授	44	45.5	837,327	42,268	795,059	
大 学 講 師	14	44.8	744,386	59,418	684,968	
大 学 助 教	3	56.5	779,657	0	779,657	
高等学校校長	X	X	X	X	X	
高等学校教頭	4	50.0	885,979	9,034	876,945	
高等学校教諭	26	44.3	723,077	25,616	697,461	

その５ 技能・労務関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
電 話 交 換 手	人 2	歳 57.5	円 478,061	円 15,591	円 462,470	
守 衛	2	58.0	496,482	68,719	427,763	

その６ 再雇用者（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和８年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事務・技術部長	人 10	歳 62.4	円 673,070	円 0	円 673,070	
事務・技術次長	8	63.2	472,950	2,947	470,003	
事務・技術課長	17	63.1	458,752	0	458,752	
事務・技術課長代理	6	63.3	699,121	29,030	670,091	
事務・技術係長	24	62.3	374,239	28,658	345,581	
事務・技術主任	5	62.3	425,308	46,238	379,070	
事務・技術係員	272	62.8	331,179	32,558	298,621	

第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和8年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満
新卒事務員・技術者計		円	円	円
	大 学 卒	245,481	252,549	235,259
	短 大 卒	230,327	231,542	※ 228,919
	高 校 卒	211,590	211,257	212,073
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	244,057	238,406
		短 大 卒	※ 224,266	※ 209,550
		高 校 卒	209,096	※ 219,118
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	262,824	231,887
		短 大 卒	※ 240,726	※ 246,128
		高 校 卒	212,411	210,656
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 299,009	※ 299,009	-
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X	X	-
準 新 卒 医 師	大 学 卒	-	-	-
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X	X	-
準新卒診療放射線技師	大 学 卒	X	X	-
新 卒 栄 養 士	大 学 卒	-	-	-
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 266,493	X	X
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	-	-	-

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和5年3月または令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支給する	49.3%
支給しない	50.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	32,000 円以上 33,000 円未満

第19表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

支給する	支給方法		支給しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
94.2	72.3	68.1	5.8

注1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

支給する	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	支給しない
	%	%	%	%	%	%	
82.3	(20.0)	(47.1)	(6.8)	(19.7)	(6.3)	16.0	17.7

注1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

3 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第20表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	403,289 414,268	324,341 335,629
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	946,931 965,615	571,048 620,460
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2) 年間計	2.35 2.33 4.68	1.76 1.85 3.61
年間の平均		4.68	

注1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 21 表 民間における初任給の改定状況

学 歴		企業規模	項 目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
					増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計		%	%	%	%	%	
	500 人以上		34.9	(87.5)	(12.5)	－	65.1	
	100 人以上 500 人未満		40.8	(91.0)	(9.0)	－	59.2	
高校卒	規模計		28.2	(81.8)	(18.2)	－	71.8	
	500 人以上		23.4	(88.2)	(11.8)	－	76.6	
	100 人以上 500 人未満		24.7	(89.4)	(10.6)	－	75.3	
			22.0	(86.6)	(13.4)	－	78.0	

注 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 民間における給与改定の状況

その 1 ベース改定の実施状況

役職段階	企業規模	項 目				ベース改定の慣行なし
		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン		
係 員	規模計	%	%	%	%	%
	500 人以上	86.7	3.7	0.0	9.5	
	100 人以上 500 人未満	93.7	0.0	0.0	6.3	
課長級	規模計	78.5	8.1	0.0	13.4	
	500 人以上	82.6	6.1	0.0	11.4	
	100 人以上 500 人未満	89.6	2.1	0.0	8.3	
		74.7	10.5	0.0	14.9	

注 1 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

項 目 役職段階 企業規模		定期昇給制度あり	定期昇給実施	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給中止	定期昇給制度なし
				増額	減額	変化なし		
係 員	規模計	% 92.1	% 92.1	% 29.3	% 5.8	% 57.0	% 0.0	% 7.9
	500 人以上	95.2	95.2	30.9	4.6	59.7	0.0	4.8
	100 人以上 500 人未満	87.8	87.8	27.0	7.6	53.1	0.0	12.2
課長級	規模計	84.3	83.1	25.3	4.7	53.1	1.2	15.7
	500 人以上	88.9	88.9	29.0	4.8	55.1	0.0	11.1
	100 人以上 500 人未満	78.1	75.2	20.1	4.6	50.5	2.9	21.9

注1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
52.0 %	48.0 %	46.2 %	53.8 %	42.6 %	57.4 %

第24表 民間における定年制の状況等

その1 定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	68.3 %	31.7 %	- %

注1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分 \ 項 目	給与減額あり		給与減額なし
		60 歳で減額	
	%	%	%
課 長 級	70.9	55.6	29.1
非 管 理 職	65.7	44.9	34.3

注1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その3において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

その3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
78.1 %	76.0 %

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

生計費関係資料

令和8年4月の標準生計費

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、家計調査（総務省）等に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯および夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ家計調査等の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第25表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和8年4月）

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	29,490	52,830	65,370	77,910	90,440
住居関係費	42,990	55,690	48,030	40,370	32,710
被服・履物費	4,620	5,110	7,140	9,160	11,190
雑 費 I	44,530	55,760	77,270	98,780	120,290
雑 費 II	7,570	14,600	17,070	19,540	22,000
計	129,200	183,990	214,880	245,760	276,630